

19-1-1 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

(趣旨)

(県危機政策課)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36 年法律第223 号)第5条の2及び第8条第2項第12 号の規定に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合において、各ブロック知事会(以下「ブロック」という。)で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救済等の対策が十分に実施できない場合に、応援を必要とする都道府県(以下「被災県」という。)の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16 年法律第112 号)が適用される事態に準用する。

(広域応援)

第2条 全国知事会の調整の下、都道府県は被災県に対し、ブロックにおける支援体制の枠組みを基礎とした複数ブロックにわたる全国的な広域応援を実施する。

2 都道府県は、相互扶助の精神に基づき、被災県の支援に最大限努めなくてはならない。

3 第1項による広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救済・被災及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの供給とする。

4 都道府県は、第1項における広域応援の要請を高めるため、日頃より、都道府県間及びブロック間における連携を強め、自律的な支援が可能となる体制を構築することとする。

(カーパー(支援)県の設置)

第3条 都道府県は、各ブロック内で被災した都道府県ごとに支援を担当する都道府県(以下「カーパー(支援)県」という。)を協議のうえ、定めるものとする。

2 カーパー(支援)県は、被災県を直接人的・物的に支援するほか、国や全国知事会等

との連携調整に関し、被災県を補完することを主な役割とする。

3 カーパー(支援)県について必要な事項は、各ブロックの相互応援協定等で定め、その内容を全国知事会に報告するものとする。

(幹事県等の設置等)

第4条 被災県に対する応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県等(ブロックにおける支援本部等を含む。以下同じ。)を置く。

2 幹事県等は、原則として第7条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県又は常任世話人県をもって充て、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県等とした場合は、この限りでない。

3 幹事県等は、被災県に対する応援を速やかに行うため、自らのブロック内の総合調整を行い、大規模かつ広域な災害等の場合には、自ら

が属するブロック内の被災県からの要請に応じて全国知事会に対し、広域応援の要請を行うものとする。

4 幹事県等が被災等によりその事務を遂行できなくなつたブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県等に代つて職務を行う都道府県(以下「幹事代理県」という。)を決定し、幹事代理県となつた都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

5 各ブロックの幹事県等は、幹事県等を定めるときは、その都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県等を変更したときも同様とする。

6 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。連絡担当部局を変更したときも同様とする。

7 全国知事会は、第5項又は前項による報告を受けた場合には、その状況をとりよめ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(災害対策都道府県連絡本部の設置)

第5条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務を迅速かつ的確に進めるため、災害発生後速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災

害対策都道府県連絡本部(以下「連絡本部」という。)を設置する。

2 連絡本部は、被災県及び被災県のカーパー(支援)県並びに被災県の所属するブロックの幹事県等に対して被災情報等の報告を求める。

3 連絡本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(緊急広域災害対策本部の設置)

第6条 第2条第1項の広域応援に係る事務を迅速かつ的確に実施するため、全国知事会は、全国知事会会長を本部長とする緊急広域災害対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

2 対策本部は、前条第1項の連絡本部が設置されている場合は、その事務を引き継ぎ情報収集・連絡事務を行うとともに、広域応援に係る調整、広域応援実施に係る記録・データの整理事務を行う。

3 対策本部は、前項の事務を行うにあたり、別に定めるところにより、東京事務所長会の代表世話人への連絡を通して、各都道府県東京事務所から職員の出張を得るものとする。

4 対策本部の組織等必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

(広域応援の要請)

第7条 被災県は、次の表の表の自ら所属するブロック以外のブロックを構成する都道府県に対し、全国知事会を通して広域応援を要請する。

北海道	東北	地方	知事会	ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道	東北	地方	知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県	
関東	東北	地方	知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県	
中部	中部	地方	知事会	高山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県	
近畿	近畿	ブロック知事会		福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県	
中国	中国	地方知事会		鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	
四国	四国	知事会		徳島県 香川県 愛媛県 高知県	
九州	九州	地方知事会		福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県	

2 複数のブロックに所属する都道府県の所属ブロックについては、別に定めるところによるものとする。

3 被災県は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに全国知事会又は自らが所属するブロックの幹事県等に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまがない場合は、電話又はファクシミリ(電子)等により広域応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

(2) 施設、提供業務の種類又は輸送の内容

(3) 職種及び人数

(4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路

(5) 応援期間(見込みを含む。)

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

4 前項の連絡を受けた幹事県等は、速やかに、被災県の被害状況及び広域応援の要請内容を全国知事会に連絡するものとする。

5 全国知事会は、第3項又は前項の連絡を受け、第2条第1項で規定する広域応援を実施するときは、速やかに全都道府県への旨を連絡するともに、各ブロックの幹事県等と連携し、応援県を被災県ごとに個別に割り当てる対口支援方式を基本として被災県に対する広域応援実施要領を作成し、全都道府県に広域応援の内容を連絡するものとする。

6 広域応援実施要領で被災県を応援することとした都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

7 第3項又は第4項による連絡をもって、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があつたものとみなす。

8 連携の途絶等により第3項又は第4項の連絡がなされず、かつ、広域応援の必要があると全国知事会会長が認める場合は、第2条第1項に規定する広域応援を実施する。この場合、被災県から各都道府県に対して広域応援の要請があつたものとみなす。(経集の真田)

第8条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県の負担とする。

ただし、被災県と広域応援を行った都道府県との間で協定した結果、合意が得られた場合には、この限りではない。

2 被災県は、費用を支弁するにまがけない場合やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に關しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

（ブロック間応援）

第9条 幹事県等の調整の下、被災県からの要請に基づき、被災県が属するブロックに対してその隣接ブロックは、応援を行う（以下「ブロック間応援」という。）。

2 前項の応援の要請は、被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県から応援を要請するブロックの幹事県等へなされることを基本とする。

3 前項の応援については、第2条第3項及び第8条の規定を準用する。

4 被災県の所属するブロックの幹事県等又は被災県は、第11項の応援の要請をしたことを速やかに全国知事会へ連絡するものとし、連絡を受けた全国知事会は、被災県が応援を要請したブロックに対し、協力を要請するものとする。

5 第1項及び前項の要請を受けたブロックは、最大限その責務を果たすよう努めなくてはならない。

（他の協定との関係）

第10条 この協定は、都道府県がブロック及び個別に締結する災害時の相互応援協定等を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第11条 全国知事会及び都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を随時実施するものとする。

（その他）

第12条 この協定の実施に關し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成18年7月12日から適用する。

2 平成8年7月18日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成19年7月12日から適用する。

2 平成18年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

附則 この協定は、平成24年5月18日から適用する。

2 平成19年7月12日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長、全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成24年5月18日

全 国 知 事 会 会 長	京 都 府 知 事
全 国 知 事 会	
東 日 本 大 震 災 復 興 協 力 本 部 本 部 長	
埼 玉 県 知 事	
北 海 道 東 北 地 方 知 事 会 会 長	
北 海 道 知 事	
關 東 地 方 知 事 会 会 長	
静 岡 県 知 事	
中 部 國 知 事 会 会 長	
愛 知 県 知 事	
近 畿 ブ ロ ッ ク 知 事 会 会 長	
奈 良 県 知 事	
中 国 地 方 知 事 会 会 長	
岡 山 県 知 事	
四 國 知 事 会 常 任 世 話 人	
徳 島 県 知 事	
九 州 地 方 知 事 会 会 長	
大 分 県 知 事	

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目（災害関係）

(趣旨)

第1条 この実施細目は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定(以下「協定」という。)のうち地震等による大規模災害への対応の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定)

第2条 協定第7条第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロックを定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事会等(ブロック知事会における支援本部等を含む。以下同じ。)の間で協議のうえ、決定する。

(別表1)

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
鳥取県	中国地方知事会
山口県	
徳島県	

(情報収集委員の派遣)

第3条 協定第5条第2項の情報収集に当たり、通信の途絶等により被災県との連絡が取れず、かつ広域応援の要請が想定される場合等には、必要に応じ、全国知事会は、被災県の災害対策本部に情報収集委員を派遣する。

2 被災県は、情報収集委員との連絡調整に十分配慮する。

(都道府県東京事務所職員による応援)

第4条 協定第6条第3項に定める緊急広域災害対策本部(以下「対策本部」という。)に対する各都道府県東京事務所からの職員の応援については、別表2を基本として行うものとする。

(別表2)

被災ブロック	緊急広域災害対策本部への 都道府県ブロック
北海道東北 関東	中国 (5) 四国 (4) 九州 (8)
中部圏 近畿	北海道東北 関東 (8) (8)
中国 四国 九州	中部圏 (7) 近畿 (4) 九州 (8)

※()は都道府県数

2 協定第6条第3項に定める応援を受けたい東京事務所長会の代表世話人(以下「代表世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人(以下「世話人」という。)に、対策本部への職員応援を要請し、この要請を受けた世話人(以下「世話人」という。)は、前項に定める対策本部への職員応援ブロックの世話人(以下「世話人」という。)に、対策本部への職員応援を要請する。

3 第1項、第2項における代表世話人、世話人(以下「世話人」という。)は、東京事務所長会の組織におけるものをいう。

(業務の代行)

第5条 首都直下地震等により、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ被災県からの広域応援の要請が想定される場合には、関東地方知事会の幹事会等が、広域応援に関する業務を代行する。

2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事会等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事会等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整委員の派遣)

第6条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。)は、必要があると認めるときは、被災県の災害対策本部に連絡調整委員を派遣する。

2 被災県は、連絡調整委員との連絡調整に十分配慮する。

(情報収集委員等の携行品)

第7条 被災県に派遣される情報収集委員等は、災害の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(広域応援の内容)

第8条 協定第2条第3項に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

(1)人的支援及び給食

- ア 救助及び応急処置に必要な要員
- イ 避難所の運営支援に必要な要員
- ウ 支援物資の管理等に必要要員
- エ 行政機能の補完に必要な要員
- オ 応急危険度判定士、クレーンワーカー、ボランティアの給食

(2)物的支援及び給食

- ア 食料、飲料水及びその他生活必需物資
- イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要資機材及び物資
- ウ 救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

(3)施設又は業務の提供及び給食

- ア ヘルプセンターによる情報収集等
- イ 傷病者の受け入れのための医療機関
- ウ 被災者を一時収容するための施設
- エ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
- オ 仮設住宅用地
- カ 輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援

(4)前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第9条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援員が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援員の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災県が、被災県への往復の途中において生じたものについては、応援員が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第8条第2項の規定により、応援員が応援に要した経費を繰替え支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
 - (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
 - (3) 搬運物資については、当該物資の購入費及び輸送費
 - (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - (5) 施設の提供については、借上料
- 2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書(関係書類添付)により、被災県の知事に請求する。

(カーブ(支援)ブロック)

第11条 協定第9条に規定するブロック間の応援に係るカーブ(支援)ブロックは、別表3を基本とする。

(別表3)

被災ブロック	カーブ(支援)ブロック
北海道	関東
東北	北海道、北
中部	近畿
近畿	中部、西
中部・西	中部
九州	中部、西

附則 この実施細目は、平成19年7月12日から適用する。

- 2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

附則 この実施細目は、平成24年5月18日から適用する。

- 2 平成19年7月12日から適用した実施細目は、これを廃止する。

全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定実施細目

(国民保護関係)

(趣旨)

第1条 この実施細目は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」(以下「協定」という。))のうち国民の保護のための措置又は緊急対応保護措置(以下「国民保護措置等」という。))の実施に関し、必要な事項を定める。

(所属ブロック知事会の決定)

第2条 協定第2項により、所属するブロック知事会が複数ある都道府県の所属ブロック知事会を定める場合には、別表1を基本として、当該都道府県及び当該都道府県が所属するブロック知事会幹事会の間で協議のうえ、決定する。

(別表1)

都道府県名	広域応援の実施時の所属ブロック知事会
静岡県	中部圏知事会
長野県	
三重県	
福井県	近畿ブロック知事会
滋賀県	
徳島県	四国知事会
山口県	中国地方知事会

(情報収集)

- 第3条 武力攻撃事態等又は緊急対応事態において、全国知事会又は都道府県国民保護対策本部又は都道府県緊急対応事態対策本部が設置されたときは当該都道府県及びその都道府県の所属するブロック知事会の情報収集担当都道府県に対して被災情報等の報告を求める。
- 2 全国知事会は、収集した情報を各ブロック知事会の幹事会を通じ、各都道府県に提供する。

(業務の代行)

- 第4条 武力攻撃事態等又は緊急対応事態において、全国知事会による広域応援に係る調整が困難な場合、かつ国民保護措置等を実施するため応援を必要とする都道府県(以下「被災県等」という。))からの広域応援の要請が認定される場合には、関東地方知事会の幹事会等が、広域応援に関する業務を代行する。
- 2 前項の場合において、関東地方知事会の幹事会等による広域応援に関する業務の代行が困難なときは、近畿ブロック知事会の幹事会等が、広域応援に関する業務を代行する。

(連絡調整委員の派遣)

- 第5条 全国知事会及び広域応援を実施する都道府県(以下「応援県」という。))は、必要があると認めるときは、被災県等の国民保護対策本部又は緊急対応事態対策本部に連絡調整委員を派遣し、広域応援実施時における受け入れ体制を整備する。
- 2 被災県等は、連絡調整委員との連絡調整に十分配慮する。

(広域応援の内容)

第6条 協定第5条に定める広域応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 人的支援及び物資
 - ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要の要員
 - イ ヘリコプターによる情報収集等
 - ウ ケースワーカー、ボランティアの派遣
- (2) 物的支援及び物資
 - ア 食料、飲料水及びその他生活必需品
 - イ 救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・船艇等

- (3)施設又は業務の提供及び輸送
 - ア 傷病者の受け入れのための医療機関
 - イ 被災者を一時収容するための施設
 - ウ 火葬場、ゴミし尿処理業務
 - エ 仮設住宅用地
 - オ 輸送路の確保及び物資拠点施設
- (4)前各号に定めるもののほか、特に要請のあったもの

(広域応援計画の作成)

第7条 被災県等に対する広域応援計画を作成する場合には、国その他関係機関との連絡・調整のうえ、別表を基本として、全国知事会が決定する。

(別表2)

被災ブロック知事会	広域応援を実施するブロック知事会					
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位	第5順位	第6順位
北海道東北地方	関東地方	中部圏	近畿ブロック	中国地方	四国	九州地方
関東地方	北海道東北地方	中部圏	近畿ブロック	中国地方	四国	九州地方
中部圏	近畿ブロック	関東地方	北海道東北地方	中国地方	四国	九州地方
近畿ブロック	中部圏	中国地方	四国	関東地方	九州地方	北海道東北地方
中国地方	四国	九州地方	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方
四国	中国地方	九州地方	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方
九州地方	中国地方	四国	近畿ブロック	中部圏	関東地方	北海道東北地方

(連絡調整委員等の携行品)

第8条 被災県等に派遣される連絡調整委員等は、武力攻撃事態等又は緊急対応事態の状況に応じて、必要となる被服、当座の食料・飲料水、携帯電話等を携行する。

(要員の派遣に要する経費の内容等)

第9条 協定第7条に規定する経費のうち、要員の派遣に係るものについては、次のとおり定める。

- (1) 要員の派遣に要する経費については、応援県が定める規定により算出した当該応援要員の旅費、膳手当の額の範囲内とする。
- (2) 要員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合には、当該応援業務に要する経費は、応援県の負担とする。
- (3) 要員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の遂行中に生じたものについては、被災県等が、被災県等への往復の途中において生じたものについては、応援県が賠償の責めに任ずる。
- (4) 前3号の規定に定めるもののほか、要員の派遣に要する経費については、被災県等と応援県との間で協議して定める。

(経費の請求)

第10条 協定第7条第2項の規定により、応援県が応援に要した経費を支弁した場合には、次の各号に定めるところにより算出した額を被災県等に請求する。

- (1) 応援要員の派遣については、前条で規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料

2 前項に規定する請求は、応援県の知事名による請求書(関係書類添付)により、被災県等の知事に請求する。

(応援職員4の安全の確保)

第11条 被災県等は、国からの情報等に基づき、国民保護措置等に従事する応援職員の安全の確保に十分配慮する。

附則 この実施細目は、平成 年 月 日から適用する。

19-1-2 震災時等の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、関東地方知事会を組織する知事の協議により、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県及び長野県(以下、「都県」という。))において、地震等による災害が発生し、被災した都県独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法第5条第2項第12号及び同法第74条第1項の規定並びに本協定に基づき、都県が相互に救援協力し、被災した都県(以下、「被災都県」という。))の応急対策及び復旧対策を円滑に実施するため、必要な応援その他の事項について定める。

(連絡窓口)

第2条 都県は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、都県において激甚な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

2 都県は、災害時の情報交換手段を確保するため、複数の通信連絡網整備に努めるものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあつせん
 - ア 食料、飲料水及びその他の生活必需品
 - イ 救出、医療、防衛、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 救援及び救助活動に必要な車両・舟艇等
- (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 救助及び応急復旧等に必要な職員
 - イ ヘルプセンターによる情報収集等
 - ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあつせん
- (3) 施設又は業務の提供若しくはあつせん
 - ア 傷病者の受入れのための医療機関
 - イ 被災者を一時収容するための施設
 - ウ 火葬場、ゴミし尿処理業務
 - エ 仮設住宅用地
 - オ 輸送路の確保及び物資拠点施設
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

2 都県は、前項の応援が円滑に実施できるよう、物資、資機材等の確保、備蓄に努めるものとする。

(応援都県・調整都県・協力都県の設置)

第4条 都県は、協議により、被災都県に対し直接応援をする都県(以下、「応援都県」という。)をあらかじめ定めることができる。2 都県は、被災した都県が被災し、応援都県が複数なる場合には、協議により、連絡調整の中心となる都県(以下、「調整都県」という。)を定めることができる。

3 震災時において、第1項に規定する応援都県、第2項に規定する調整都県及び被災都県に対し必要に応じて応援する都県(以下、「協力都県」という。)を設置した場合には、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定第5条第1項に規定する関東地方知事会の終事

県(以下、「幹事都県」という。))は、この旨をただちに都県に連絡するものとする。

(応援要請の方法)

第5条 応援を受けようとする都県は、次の事項について、とりあえず口頭で要請を行い、後に文書で速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第3条第1項各号に掲げる応援の要請内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所

- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- (応援の自主出動)
- 第6条 災害が発生し、被災郡県と連絡が取れない場合、他の郡県は、速やかにその被害状況についてヘリコプター等による自主的応援情報収集を行い、その情報を被災郡県及び他の郡県に提供するものとする。
- 2 前項の情報等により応援が必要と認められたときは、応援部隊及び協力郡県は、調整の上、自主的応援活動に行動できるものとする。
- 3 応援部隊は、前項による自主出動を実施した際には、被災郡県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 4 応援部隊及び協力郡県は、自主的な応援活動のために職責を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資の搬行その他自律的活動に努めるものとする。
- (応援要請の手続)
- 第7条 郡県は、災害時における他の郡県からの応援要員、応援物資等を受け入れるための施設、場所をあらかじめ定めおくものとする。
- (応援に伴う車両等の誘導)
- 第8条 被災郡県及び応援のために出動する車両等が通行する郡県は、応援車両等の誘導に可能な限り努めるものとする。
- なお、応援部隊は、通過時間、ルート等を関係郡県に通報するものとする。
- (応援経費の負担)
- 第9条 応援に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた郡県が負担するものとする。
- 2 応援を受けた郡県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた郡県から要請があった場合には、応援した郡県は、当該費用を一部繰越支弁するものとする。
- 3 自主出動による被災地における情報収集活動等に要した経費は、応援した郡県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがたいときは、その都度、応援を受けた郡県と応援した郡県の間で協議して定めるものとする。
- (制隊の委託)
- 第10条 郡県は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な制隊を適時委託するものとする。
- (資料の交換)
- 第11条 郡県は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。
- (連絡会議の設置)
- 第12条 郡県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。
- (その他)
- 第13条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、郡県が協議して別に定めるものとする。
- 附則 この協定は、平成8年6月13日から適用する。
- 2 昭和52年6月16日に締結された協定は、これを廃止する。
- 附則 この協定は、平成14年3月31日から適用する。
- 2 平成8年6月13日に締結された協定は、これを廃止する。
- 附則 この協定は、平成16年2月24日から適用する。
- 2 平成14年3月31日に締結された協定は、これを廃止する。
- この協定の締結を証するため、本協定書の謄を作成し、各郡県記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成16年2月24日

東京都知事 石原 徹太郎 千葉県知事 堂本 曉 子
茨城県知事 橋本 昌 神奈川県知事 松沢 成文
栃木県知事 福田 昭夫 山梨県知事 山本 栄彦
群馬県知事 小寺 弘之 静岡県知事 石川 嘉延
埼玉県知事 上田 清司 長野県知事 田中 康夫

震災時等の相互応援に関する協定実施細目

- (趣旨)
- 第1条 この実施細目は、「震災時等の相互応援に関する協定」(以下「協定」という。)の実施に關し必要な事項を定めるものとする。
- (用語の定義)
- 第2条 この実施細目において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 被災郡県 協定第1条に規定する、被災した郡県をいう。
- (2) 応援部隊 協定第4条第1項に規定する、被災郡県に対し直接応援をする部隊をいう。
- (3) 調整部隊 協定第4条第2項に規定する、複数の郡県が被災し、応援部隊が複数となる場合に、連絡調整の中心となる部隊をいう。
- (4) 協力郡県 協定第4条第3項に規定する、必要に応じて応援を行う郡県をいう。
- (応援部隊)
- 第3条 応援部隊は、郡県が関東地方知事会の幹事県(以下、「幹事郡県」という。))に対して報告する様式1(災害対策本部設置の有無等の通知書)に基づき、幹事郡県が別表1により決定する。
- 2 協定第4条第3項に規定する通報は、様式2(応援体制通知書)により行うものとする。
- 3 応援部隊は、主に、次のことを行う。
- (1) 被災郡県との連絡手段を確保する。
- (2) 被災郡県における情報を収集する。なお、調整部隊が設置された場合には、収集した情報を整理しつうえて、調整部隊へ報告する。
- (3) 被災郡県に対し応援を実施する。
- (4) 被災郡県単独で対応が困難な場合には、協力郡県に応援を要請する。この場合、被災郡県及び協力郡県との間で、連絡調整を行う。ただし、調整部隊が設置された場合には、調整部隊に対し要請を行い、連絡調整は、調整部隊が行う。
- (調整部隊)
- 第4条 調整部隊は、被災郡県及び前条で決定された応援部隊以外の郡県のうち、都庁あるいは県庁が震源地から最も近くに所在する郡県とし、幹事郡県が決定する。
- 2 協定第4条第3項に規定する通報は、様式2により行うものとする。
- 3 調整部隊は、主に、次の事項を行う。
- (1) 各郡県間の連絡手段を確保する。
- (2) 情報の収集及び一元管理を行うとともに、応援部隊、協力郡県へ情報を提供する。
- (3) 被災郡県から要請のあった応援内容について、協力郡県もしくは他の応援部隊へ要請を行う。
- (4) 必要に応じ応援を担当する。
- (5) 自郡県も必要に応じ被災郡県を応援する。
- 4 また、調整部隊は、応援部隊及び協力郡県と協議し、次の事項を決定する。
- (1) 応援部隊、協力郡県の役割及び分担
- (2) 人的・物的支援基地の設置
- (3) 物的応援の場合は、品目、数量、輸送手段、搬入場所
- (4) 人的応援の場合には、活動内容、人数、派遣場所、派遣期間
- (5) その他応援に關し必要な事項
- (連絡担当部署)
- 第5条 協定第2条に規定する連絡担当部署は、別表2のとおりとする。
- 2 郡県は、当該地域において、協定第2条に規定する激甚な災害が発生したときは、様式3(連絡確認書)に基づき様式3-1(相互連絡手続担当者確認書)を作成し、各郡県の連絡担当者との専用の通信手段を確保するものとする。
- (応援要請の手続)
- 第6条 協定第5条に規定する文書による応援要請は、様式4(応援要請書)により行うものとし、当該要請に際しては、様式5(規制状況報告書)により、規制状況の報告を併せて行うものとする。
- 2 前項に規定する応援要請、又は規制状況の報告は、応援部隊に対し行うものとする。

(5) 陸上輸送基地、海上輸送基地、航空輸送基地、水上輸送基地及び緊急輸送路等の状況

(6) 都県の支援できる項目

(7) その他必要な資料

(連絡会議の開催)

第14条 協定第12条に規定する連絡会議は、各都県持ち回りにより、毎年度当初及び必要に応じて臨時開催するものとする。

2. 連絡会議においては、次のような事項について協議及び情報交換を行う。

(1) 応援体制

(2) 各都県の備蓄体制

(3) 各都県の医療機関、社会福祉施設及びゴミ、し尿処理施設等の受け入れ体制

(4) その他必要な資料

(活動マニュアルの見直し)

第15条 都県は、相互応援体制の運用を円滑に行うことを目的として作成した活動マニュアルに、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

付 則

この実施細目は、平成8年9月1日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成10年5月1日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成12年2月3日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成14年3月31日から施行する。

付 則

この実施細目の改正は、平成16年2月24日から施行する。

(応援の実施)

第7条 応援都県は、応援要請を受けた事項に関する応援計画を作成するものとする。なお、必要に応じて、協力都県と調整を行うものとする。

2. 応援計画を作成したとき、応援都県は、次の事項について電話等により、応援を要請した被災都県(以下、「要請都県」という。)に連絡調整したうえで、応援を実施するものとし、後日速やかに、様式6(応援通知書)を送付するものとする。

(1) 物の応援については、品目、数量、搬入場所、輸送手段、物資の出发予定日時及び到着予定日時

(2) 人的応援については、活動内容、人数、派遣場所、派遣の期間、派遣人員の出入予定日時及び派遣人員到着予定日時

(3) 施設及び業務の提供については、受け入れ施設の種別、所在地、受け入れ可能な人数及び数量及び受け入れ可能期間

(4) その他の応援については、応援内容及び応援の期間

(5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

3. 調整都県が設置されたとき及び必要に応じて、調整都県が単独で対応できない場合には、第1項の規定にかかわらず、応援都県は、調整都県に対し、様式7(応援計画調整要請書)により、応援計画の調整を要請するものとする。

4. 調整都県は、前項の要請に基づき応援計画を調整した場合には、様式8(応援計画調整通知書)により、調整都県に通知するものとする。

5. 前項の場合における、調整都県から要請都県への応援通知は、第2項を準用する。

(応援物資の受領通知)

第8条 要請都県は、応援要請に基づき応援物資を受領した場合には、応援都県に対し様式9(応援物資受領書)を送付するとともに、物資受け渡し場所においては、物資搬送者に対し、様式10(応援物資受領書(現地))を交付するものとする。

2. 応援都県は、前項の応援物資が協力都県からのものであった場合には、様式9(応援物資受領書)を、物資を提出した協力都県に送付するものとする。なお、調整都県が設置された場合は、調整都県を経由して実施するものとする。

(応援終了要請)

第9条 要請都県は、応援を受けるといふ判断した場合には、応援都県に対し様式

11(応援終了要請書)による応援終了の要請をすることができる。

2. 協力都県による応援の場合には、要請都県は、応援都県を経由してその旨の要請をするものとする。ただし、調整都県が設置された場合には、調整都県から調整都県を経由して、協力都県にその旨の要請をするものとする。

(応援終了報告)

第10条 応援都県は、応援要請に基づき応援を終了した場合又は前条に定める応援終了の要請を受け、応援を終了した場合には、要請都県に対し様式12(応援終了報告書)により、その旨を報告するものとする。

2. 協力都県が応援を実施した場合においては、協力都県は、応援都県を経由して報告するものとする。ただし、調整都県が設置された場合には、調整都県から応援都県を経由して報告するものとする。

(応援の自主出動)

第11条 協定第6条に規定する応援の自主出動をしたときは、後日第7条第2項に定める応援通知書を送付するものとし、第8条から第10条を準用する。

(応援職員の出動に関する経費負担等)

第12条 協定第9条に規定する費用のうち、応援職員の出動に係るものについては、次のとおり定めるものとする。

(1) 要請都県が負担する費用の額は、調整都県が定める規定により算出した当該調整都県の旅費の額及び着手当の範囲内とする。

(2) 調整都県が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、調整都県の負担とする。

(3) 調整都県が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請都県が、要請都県への往復の途中において生じたものについては調整都県が賠償責任を負う。

(資料の交換)

第13条 協定第11条に規定する資料は、次のとおりとする。

(1) 地域防災計画

(2) 協定第2条に規定する連絡担当部署

(3) 協定第7条に規定する施設、場所

(4) 備蓄物資、資機材、車両、船舶、航空機等の保有状況及び訓練体制

19-1-3 災害時等の応援に関する協定書

(中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会)

(県危機政策課)

(趣旨)

第1条 この協定は、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市(以下「県市」という。)で第1号に掲げる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合並びに第2号及び第3号に掲げる事態(以下「災害時等」という。)において、被災県市又は国民の保護のための措置若しくは緊急対処保護措置を実施する必要のある県市(以下「被災県市等」という。)では被災者等(避難住民並びに大規模災害、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害による被災者をいう。以下同じ。)の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、被災県市等の要請に基づき行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害

(2) 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。)第1条に定める武力攻撃事態等

(3) 武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態

(応援県市)

第2条 大規模な災害時等においては、救援活動等を速やかに実施できる体制を執るため、応援県市は、必要に応じ被災県市等に対する救援対策本部を設置することができ、

2 応援県市は、相互に連絡をとり、主たる応援県市を決定する。

3 主たる応援県市は、速やかに救援対策本部を設置するものとする。

(応援の内容)

第3条 応援県市が行う応援の内容は、次のとおりとする。

(1) 物資等の提供及びあわせ並びに人員の派遣

ア 食料、飲料水、生活必需品、医薬品その他供給に必要な資機材の提供及びあわせ

イ 被災者等の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及びあわせ

ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供及びあわせ

エ 避難、救援・救援、救助活動及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣

(2) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓閉等被災県市等の境界付近における必要な措置

(3) 被災者等の一時収容のための施設の提供

(4) 医療機関による傷病者の受入

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 各県市は、前項の応援が円滑に実施できるよう必要な物資、資機材等の確保に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする県市は、別に定める内容を明らかにして、他の県市に要請するものとする。

2 各県市は、前項の要請を円滑に行うため、通信手段の整備に努めるものとする。

(災害時における自主的活動)

第5条 災害時等であって別に定めるときに通信途絶等により被災県市等から前条の要請がない場合、他の県市は速やかにその被災状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県市の負担とする。

2 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援県市の負担とする。

3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受けた被災県市等が、被災県市等への往復の途中において生じたものについては、被災県市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、被災県市等及び応援県市が協議して定める。

(情報交換)

第7条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画、国民保護計画その他の必要な情報を相互に交換するものとする。

(訓練の参加)

第8条 各県市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、他の県市主催の防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定に関する事項、その他必要な事項を研究・協議するため中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会を設置するものとする。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項は、その都度、関係県市が協議して定める。

附 則

1 この協定は、平成19年7月26日から施行する。

2 平成7年11月14日締結の協定は、平成19年7月25日限りで廃止する。

平成19年 7月26日

富山県知事	石川県知事
福井県知事	長野県知事
岐阜県知事	静岡県知事
愛知県知事	三重県知事
滋賀県知事	名古屋市長

- (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院所可能数
- (3) 避難所の位置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

附 則 この実施細則は、平成24年8月6日から施行する。

平成24年8月6日

富山県知事政務局長 石川県危機管理監 福井県危機対策監
 長野県危機管理監兼危機管理部長 岐阜県危機管理統括監 静岡県危機管理監
 愛知県防災局長 三重県防災対策部長 滋賀県防災危機管理監 名古屋市長

(別表1)

被災県市と主たる応援県市の一覧表

被災県市	主たる応援県市		
富山県	1 石川県	2 長野県	3 岐阜県
石川県	1 富山県	2 福井県	3 岐阜県
福井県	1 石川県	2 岐阜県	3 滋賀県
長野県	1 富山県	2 石川県	3 岐阜県
岐阜県	1 愛知県	2 三重県	3 富山県
静岡県	1 愛知県	2 長野県	3 岐阜県
愛知県	1 岐阜県	2 三重県	3 静岡県
三重県	1 愛知県	2 岐阜県	3 滋賀県
滋賀県	1 三重県	2 福井県	3 岐阜県

※どの県が主たる応援県市として活動するか、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県(名古屋市の場合は愛知県)が確認し、中部9県1市内で共有する。

※名古屋市は、愛知県と調整の上、応援を行う。

※順位内の県で応援できない場合、中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が主たる応援県市を調整し、定める。

※中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が被災した場合、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が代行する。なお、翌年度の中部9県1市広域災害時等応援連絡協議会開催県が調整できない場合、建前順の次席の県が担う。以下同し。

(別表2)
 連絡担当部局及び通信手段一覧表

県市名	担当課室	局名	一般加入電話			行政電話	消防電話(FAX)	地域衛星電話(FAX)	Eメール
			代表(内線)	直通(時間外)	FAX(時間外)				
富山	知事政務局 防災・危機管理課	〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号	〒930-8501	076-444-3187 (内線 3363)	076-432-0657 (076-431-4111)	—	16-3363 (16-2827)	0161113363 (0161112827)	abosaki@pref.toyama.lg.jp
			〒920-8560 金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1482 (内線 4289)	076-225-1482 (076-225-1482)	5295 2376	17-4290 (17-6897)	0171114290 (0171116743)	e170700@pref.ishikawa.lg.jp
福井	安全環境部 危機対策・防災課	〒910-8580 福井市本手3丁目17-1	0776-21-1111 (内線 2171)	0776-20-0308 (0776-21-1111)	0776-22-7617 (0776-22-7617)	5405 2172	18-111 (18-112)	018111612172 (018111612189)	kikitaisaku@pref.fukui.lg.jp
			〒980-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026-232-0111 (内線 5208)	026-235-7184 (026-235-7184)	026-233-4332 (026-233-4332)	—	20-213 (20-241)	0202315225 (0202318741)
岐阜	防災課	〒500-8570 岐阜市藪田南2丁目1番1号	059-272-1111 (内線 2746)	059-272-1125 (059-272-1034)	059-271-4119	—	21-671 (21-679)	02140022746 (021400725)	c11115@pref.grfu.lg.jp
			〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号	054-221-3731 (054-221-2072)	054-221-3252 (054-221-3252)	—	22-31 (22-26)	0227003731 (0227006250)	boukei@pref.shizuoka.lg.jp
愛知	防災局 災害対策課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-2111 (内線 2512)	052-954-6193 (052-954-6844)	052-954-6912 (052-954-6995)	23-1128 (23-1517)	0236002512 (0236001510)	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp	
			〒514-8570 津市広明町13番地	059-224-2189 (059-224-2189)	059-224-2199 (059-224-2199)	—	24-11 (24-11(替))	02410182189 (02410182199)	staisaku@pref.mie.lg.jp
滋賀	防災危機管理課	〒520-8577 大津市京町4-1-1	077-528-3993 (内線 3432)	077-528-3432 (077-524-8516)	077-528-4994 (077-528-4994)	—	25-823 (25-850)	025100823 (025100850)	ae00@pref.shiga.lg.jp
			〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1	052-961-1111 (内線 3522)	052-972-3522 (052-972-3534)	052-962-4030 (052-963-0119)	—	0237006111 (0237006070)	00saigaitaisaku@fd.oito.nagoya.lg.jp

※ 行政電話、消防衛星電話については、はじめに識別番号を入力するか、又は、専用電話番号を使用するなど各県市内で使用方法が異なるため、それぞれの県市で適切な対応ができるようにしておくこと。

災害時等の応援に関する協定 実施細則(国民保護)

(趣旨)

第1条 この実施細則は、「災害時等の応援に関する協定」(以下「協定」という。)のうち、協定第1条第2号に掲げる武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号。以下「武力攻撃事態対処法」という。)第1条に定める武力攻撃事態等及び協定第1条第3号に掲げる武力攻撃事態対処法第25条第1項に定める緊急対処事態における広域応援の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援県市)

第2条 協定第2項に基づく主たる応援県市は、被災県市等において応援を必要とする地域に最も交通至便な隣接県市とする。ただし、応援を必要とする地域が広範囲な場合は、別表の区分による隣接県市の間で速やかに協議し、決定するものとする。

2 協定第2条第3項に基づく主たる応援県市の救援対策本部の業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災県市等の情報収集と状況把握
- (2) 国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置(以下「国民保護措置等」という。)に必要な物資、人員、その他要請内容の把握
- (3) 要請内容の協定県市への適切な仕分け(コーディネート)
- (4) 輸送ルート、応援物資集積場所等の応援に必要な情報の連絡
- (5) 被災県市等及び他の国民保護措置等実施機関との連絡調整
- (6) 被災者等の一時収容のための施設の確保及び調整
- (7) 国からの情報収集及び国との調整
- (8) 他の広域圏及び全国知事会との調整
- (9) 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置等を円滑に実施するための必要な業務

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする県市は、電話等により次の事項を明らかにして要請し、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

- (1) 事態の概要、被害の状況
- (2) 応援を必要とする地域における国民保護措置等の実施状況
- (3) 物資等の搬入、人員の派遣

ア 物資・資機材の搬入

物資等の品目・数量、運送先、輸送手段、交通情報等

イ 人員の派遣

職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間、輸送手段、交通情報等

(4) 安全の確保のための必要な情報

(応援実施の手続)

第4条 要請を受けた県市は、要請事項の確認後、速やかに、別表の被災県市等の隣接県市と連絡調整し、要請事項及び運送・派遣に要する時間などの応援計画を電話等により被災県市等に伝達するとともに、後日、速やかに応援要請書を送付するものとする。

2 要請を受けた県市と協定第2条第2項に規定する主たる応援県市とは異なる場合は、主たる応援県市が前項の手続きを行うものとする。

(応援物資の受領の通知)

第5条 被災県市等は、応援通知書に基づく応援物資を受領したときは、応援物資受領書を交付するものとする。

(応援終了報告)

第6条 主たる応援県市は、応援が終了したときは、被災県市等に対して、応援終了報告書を送付するものとする。

(災害時等における自主的情報収集活動)

第7条 協定第5条に規定する別に定めるときとは、政府が武力攻撃事態対処法第9条第1項に基づく対処基本方針又は第25条第1項に基づく緊急対処事態対処方針を定めるときは、政府が武力攻撃事態対処法第9条第1項に基づく対処基本方針又は第25

2 被災県市等が応援を要請した場合、各県市は、自主的情報収集活動によって収集した情報を、直ちに主たる応援県市に伝達する。

(経費の負担)

第8条 応援職員の出遣に要する経費については、応援県市が定める規定により算定した当該応援職員の旅費及び諸手当の額の範囲内とする。

(応援職員の安全の確保)

第9条 被災県市等は、国等からの情報等に基づき、国民保護措置等に従事する応援職員の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(情報交換)

第10条 協定第7条の規定に基づき相互に交換する情報は次のとおりとし、変更の都度、各県市に通知するものとする。

- (1) 連絡担当部局及び通信手段
- (2) 備蓄物資、業者提供物資一覧表
- (3) ヘリポート及びヘリコプター離着陸可能箇所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

2 隣接県市は、前項に定める情報のほか、次の内容についても情報交換し、より緊密な連携を図るものとする。

- (1) 輸送ルート、応援物資の集積場所等の応援に必要な情報
- (2) 病院・福祉施設などの所在地、入院・入所可能数
- (3) 生活関連等施設に関する情報
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる内容

(他の応援協定等との関係)

第11条 水運等の個別事業担当部局が締結している既存の広域応援関連協定等がある場合で、その内容が協定と相違するときは、当該個別事業担当部局の協定等を優先する。

附 則

この実施細則は、平成20年3月1日から施行する。

平成20年3月1日

富山県知事 政策室長 石川県危機管理監 福井県安全環境部長 長野県危機管理局长 岐阜県危機管理統括監
静岡県防災局長 愛知県防災局長 三重県防災危機管理部長 滋賀県防災危機管理監 名古屋消防防長

19-1-4 富士火山防災対策に関する協定

(県危機政策課)

(趣旨)

第1条 この協定は、山梨県、静岡県及び神奈川県(以下、「三県」という。)において、富士山噴火災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、相互に連携して応急対策及び復旧対策を迅速かつ円滑に実施するため、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条の2及び第8条第2項第12号の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本方針の内容に基づき、三県で連携して取り組む対策及び応援その他の事項について定めるものとする。

(情報共有体制の確立)

第2条 三県は、富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための情報共有体制を確立するとともに、富士山の噴火警戒レベルに応じて相互に情報連絡するものとする。

2 前項の体制を確保するため、三県は、あらかじめ連絡担当部署を定め、富士山噴火災害時の情報連絡手段を常に確保するよう努めるものとする。

(連携して取り組む対策)

第3条 三県が連携して取り組む対策は、次のとおりとする。

- (1) 交通対策
危険地域への進入防止や避難経路の確保等に関すること
- (2) 避難対策
避難施設の確保及び避難者の搬送等に関すること
- (3) 降灰対策
火山灰の除去・運搬等に関すること
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な対策

(応援の種類)

第4条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあわせん
 - ア 食料、飲料水及びその他の生活必需品物資
 - イ 避難、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 避難、救援及び救助活動に必要な車両・船舶等
- (2) 応急対策に必要な職員の派遣等
 - ア 避難、救援、救助及び応急復旧等に必要職員
 - イ ヘリコプター等による情報収集等
 - ウ 応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアのあわせん
- (3) 施設又は業務の提供若しくはあわせん
 - ア 避難者、被災者を一時収容するための施設
 - イ 傷病者の受入れのための医療機関
 - ウ 火葬場、ゴミ・し尿処理業務
 - エ 仮設住宅用地
 - オ 輸送路の確保及び物資拠点施設
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の方法)

第5条 応援を受けようとする県は、次の各号に掲げる事項のうち必要な事項を記載し、文書により応援を要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により口頭で要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
- (3) 応援の場所及び応援場所への経路
- (4) 車両、航空機、船舶の派遣場所
- (5) 応援の期間
- (6) 要請担当責任者氏名及び連絡先
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の自主主動)

第6条 富士山噴火災害が発生した場合、各県は速やかに被害状況等について自主的な情報収集を行い、その情報を必要に応じ他の二県に提供するものとする。

- 2 前項の情報提供等を受けた県が、応援の必要を認めた場合は、自主的に応援活動に行動できるものとする。
- 3 前項より自主主動を実施した県は、他の二県に対して、出動の連絡を行うものとする。
- 4 自主的な応援活動のために職員を派遣する場合には、派遣職員自らが消費又は使用する物資の携行その他自発的活動に努めるものとする。

(応援の受入れ体制)

第7条 三県は、富士山噴火災害の発生時における他県からの応援要員、応援物資を受け入れるための施設、場所等必要な事項をあらかじめ定めおくものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、法令その他別に定めがある場合を除き、応援を受けた県が負担するものとする。

- 2 応援を受けた県が、前項に規定する費用を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該費用を一部繰替支弁するものとする。
- 3 自主主動による被災地における被害情報収集に要した経費は、応援した県が負担するものとする。
- 4 前3項の規定によりがけたいときは、その都度、応援を受けた県と応援した県の間で協議して定めるものとする。

(平常時の取組み)

第9条 三県は、この協定に基づく応援等が円滑に行われるよう、次の各号に掲げる取組みを行うものとする。

- (1) 富士山噴火災害対策に関する調整
- (2) 合同防災訓練の実施
- (3) 関連情報の交換
- (4) その他必要な取組み

(その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、三県が協議して別に定めるものとする。

附則 この協定は、平成21年10月29日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、各1通を保有する。

平成21年10月29日

山梨県知事

静岡県知事

神奈川県知事

富士山火山防災対策に関する協定に係る情報連絡について (案)

山梨県、静岡県、神奈川県は、富士山火山防災対策に関する協定第2条第1項に基づき、次のとおり富士山の噴火警戒レベルに応じた連絡を行う。

予報及び警報の名称	噴火予報	噴火警報				
		噴火警報 (火口周辺)	噴火警報 (居住地域)			
対象範囲を付した警報の呼称	—					
情報連絡する項目		噴火警戒レベル(キーフード)				
配備体制の状況	—	レベル1 (平常)	レベル2 (火口周辺規制)	レベル3 (入山規制)	レベル4 (避難準備)	レベル5 (避難)
入山規制の状況	—	—	○	○	○	○
交通規制の状況	—	—	—	—	—	○
避難準備情報の発表	—	—	—	—	—	○
避難勧告・指示の状況	—	—	—	—	—	○
避難所の開設状況	—	—	—	—	—	○
広域応援の要請	—	—	—	—	—	○
その他の必要な項目	—	—	○	○	○	○

19-1-5 大規模災害時等における被害情報の提供に関する基本協定

(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と株式会社ローソン(以下「乙」という。)とは、東海地震等大規模地震発生時(以下「発災時」という。)(における被害情報の収集に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、発災時に、乙が、乙の集約した店舗や店舗周辺の被害状況を甲に提供することにより、甲が実施する被害情報の収集を支援し、もって、災害応急対策の迅速化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 東海地震等大規模地震発生時とは、静岡県内で震度6弱以上の地震を観測した場合をいう。

(提供する情報)

第3条 乙が甲に提供する被害情報は、別紙様式を参考に次の内容とする。

- (1) 静岡県内の各店舗の水道、ガス、電気の被害状況で把握できたもの
 - (2) 静岡県内の各店舗周辺の被害で、火災、倒壊家屋、大規模な事故等で把握できたもの
- 2 乙は、前項に規定する情報を発災以降可能な限り速やかに甲に提供するものとする。

(連絡体制の確保)

第4条 甲及び乙は、相互の連絡を円滑に実施できるよう複数の通信手段を確保するものとし、すくなくとも年1回通信試験を行うものとする。

(通信費等)

第5条 甲及び乙が情報連絡等のために要した通信費等については、甲及び乙がそれぞれ負担する。

(防災訓練)

第6条 甲及び乙は、甲又は乙がこの協定の実効性を確保するため防災訓練等を実施する場合は、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

(損害賠償責任)

第7条 乙は、甲に提供した情報に誤りがあった場合、故意又は重大な過失がない限り、損害賠償責任を負わない。

(協定の変更)

第8条 この協定を変更する必要があるが生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成21年 3月31日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 石川嘉延

乙 愛知県名古屋市中区錦2-4-11
株式会社ローソン
上級執行役員 中部ローソン支社

支社長 水野隆喜

19-1-6 熊本県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定書

(県危機政策課)

熊本県と静岡県とは、いずれかの県の県内において地震、津波、風水害、家畜の感染症(口蹄疫、鳥インフルエンザ等)等の災害が発生し、被災した県(以下「被災県」という。)が単独では十分な対応ができないときに、被災していない県(以下「相手県」という。)の応援を受けることにより迅速かつ効果的な災害応急対策や災害復旧を実施するとともに、平常時における防災及び危機管理体制の充実強化を図るため、相互応援及び平常時の協力等に関する次のとおり協定する。

(応援等に関する連絡窓口及び情報交換)

第1条 熊本県及び静岡県(以下「両県」という。)は、あらかじめ災害時の応援及び平常時の協力に関する連絡窓口を定めるものとする。

2 両県は、平常時においても、連絡体制の維持強化を目的として前項の連絡窓口を通じて情報交換を行うものとする。

(平常時の協力)

第2条 両県は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 庁内防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 両県の地理的条件、防災や応援活動に必要なとなる情報の交換
- (3) 総合防災訓練等への職員派遣及び受入による研修の実施
- (4) 防災・危機管理に関する調査研究成果等の情報の共有
- (5) 災害時の応援の迅速かつ効果的な実施に係る協議
- (6) その他防災・危機管理に関する業務

(災害発生時の応援)

第3条 災害が発生した場合で単独では十分な災害応急対策ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害応急対策のために、次に掲げる措置を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害応急対策を行う職員の派遣
- (2) 避難所や災害対策本部等で必要となる物資、資機材の調達及び配送
- (3) その他被災県が要請した措置

(災害復旧時の応援)

第4条 単独では十分な災害復旧ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害復旧のために、職員の派遣等に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災県は、第3条第1項又は前条第1項の規定により応援を要請しようとするときは、電話、電子メール、フックスなどの情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、入手できていない事項がある場合には、当該事項を除くことができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

2 被災県は、前項の規定による応援要請を行った場合は、後日、速やかにその旨を相手県に文書にて提出するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 被災県から前条に規定する応援要請があったときは、応援に要した費用は、被災県の負担とする。ただし、これにより難いと両県が判断したときは、この限りでない。

2 被災県が前項前段の規定により費用を負担する場合で、被災県が当該費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災県から相手県に要請があったときは、相手県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(要請によらない応援)

第7条 大規模な災害が発生した場合で、被災県との連絡が取れないときは、相手県は、当該職員を被災県に派遣し、情報収集を行うことができる。

2 前項の規定による情報収集の結果、被災県を応援する必要があると判断したときは、相手県は、第3条第1項の規定による要請がない場合であっても、必要な応援を行うことができる。

3 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項について定めを必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両県協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両県知事署名のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年 7月25日

熊本県知事

静岡県知事

19-1-7 鹿兒島県と静岡県との災害時の相互応援等に関する協定書

(県危機政策課)

鹿兒島県と静岡県とは、いずれかの県の県内において地震、津波、火山噴火、風水害等の災害が発生し、被災した県(以下「被災県」という。)が単独では十分な対応ができないときに、被災していない県(以下「相手県」という。)の応援を受けることにより迅速かつ効果的な災害応急対策や災害復旧を実施するとともに、平常時における防災及び危機管理体制の充実強化を図るため、相互応援及び平常時の協力等に関し次のとおり協定する。

(応援等に関する連絡窓口及び情報交換)

第1条 鹿兒島県及び静岡県(以下「両県」という。)は、あらかじめ災害時の応援及び平常時の協力に関する連絡窓口を定めるものとする。

2 両県は、平常時においても、連絡体制の維持強化を目的として前項の連絡窓口を通じて情報交換を行うものとする。

(平常時の協力)

第2条 両県は、平常時において、次に掲げる業務について相互に協力するものとする。

- (1) 庁内防災組織体制等に関する情報交換
- (2) 両県の地理的条件、防災や応援活動に必要な情報の交換
- (3) 総合防災訓練等への職員派遣及び受入による研修の実施
- (4) 防災・危機管理に関する調査研究成果等の情報の共有
- (5) 災害時の応援の迅速かつ効果的な実施に係る協議
- (6) その他防災・危機管理に関する業務

(災害発生時の応援)

第3条 災害が発生した場合で単独では十分な災害応急対策ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害応急対策のために、次に掲げる措置を行うよう努めるものとする。

- (1) 災害応急対策を行う職員の派遣
- (2) 避難所や災害対策本部等で必要となる物資の調達及び配送
- (3) その他被災県が要請した措置

(災害復旧時の応援)

第4条 単独では十分な災害復旧ができないと判断したときは、被災県は、相手県に応援を要請することができる。

2 前項の規定により応援の要請を受けた相手県は、被災県の災害復旧のために、職員の派遣等に努めるものとする。

(応援要請の手続)

第5条 被災県は、第3条第1項又は前条第1項の規定により応援を要請しようとするときは、電話、電子メール、フックスなどの情報伝達手段により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。ただし、入手できていない事項がある場合には、当該事項を除くことができる。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容
- (3) 応援を要請する地域及び当該地域までの経路
- (4) その他応援に当たって留意すべき事項

2 被災県は、前項の規定による応援要請を行った場合は、後日、速やかにその旨を相手県に文書にて提出するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 被災県から前条に規定する応援要請があったときは、応援に要した費用は、被災県の負担とする。ただし、これにより難いと両県が判断したときは、この限りでない。

2 被災県が前項前段の規定により費用を負担する場合で、被災県が当該費用を支弁するいとまがなく、かつ、被災県から相手県に要請があったときは、相手県は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

(要請によらない応援)

第7条 大規模な災害が発生した場合で、被災県との連絡が取れないときは、相手県は、当該職員を被災県に派遣し、情報収集を行うことができる。

2 前項の規定による情報収集の結果、被災県を応援する必要があると判断したときは、相手県は、第3条第1項の規定による要請がない場合であっても、必要な応援を行うことができる。

3 前項の応援に要した費用の負担については、前条の規定を準用する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、その都度両県協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両県知事署名のうえ、各自その1通を所持する。

平成23年11月14日

鹿兒島知事

静岡県知事

19-2-1 地震災害時等における車両の調達に関する協定書

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県レンタカー協会(以下「乙」という。)(は、地震災害、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「地震災害時等」という。))の災害応急対策に必要な車両の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(協力の要請)

- 第1条 甲は、地震災害時等に、車両の調達が必要であると認めるときには乙に対し、その協会員が保有する車両の借用による調達に関し、協力要請を行うものとする。
- 第2条 甲は、地震災害時等に、車両の調達が必要であると認めるときには乙に対し、その協会員が保有する車両の借用による協力を要請するものとする。

(地震災害時等の協力体制)

- 第3条 甲及び乙は、地震災害時等の車両の調達に関し、連携を密にして対応に当たるものとする。
- 第4条 甲及び乙は、協会員の被害状況や車両提供の可否に関する情報を可能な限り収集し、甲に対する情報提供に努めるとともに、車両の調達に関し、調整、助言等の支援を行うものとする。

(借用の手続)

- 第5条 甲は、車両の提供が可能である乙の協会員を特定し、直接、当該協会員に対し、車両の借用要請を行うものとする。
- 第6条 甲は、借用要請を行った乙の協会員と車両の受渡しの場所や方法について調整を行い、可能な限り迅速な車両調達に努めるものとする。
- 第7条 甲は、借用要請を行った乙の協会員の指示する手続に従い、車両を借用するものとする。

(費用の支払い)

- 第8条 車両の借用に係る賃借料は、災害発生時の直前における適正な料金を参考として、甲と車両を提供する乙の協会員との協議により、決定するものとする。
- 第9条 甲は、前項で決定した賃借料を、車両を提供した乙の協会員からの請求に応じて支払うものとする。

(平常時における対応)

- 第10条 甲及び乙は、平常時から、地震災害時等の車両調達活動に支障をきたさないよう連絡手段や連絡体制の確保に努めるものとする。
- 第11条 甲は、平常時から、甲の近隣に所在する乙の協会員に対し、地震災害時等における優先的な車両提供の協力を求め、当該協会員の協力を得て行う訓練等を通じて連携強化に努めるものとする。
- 第12条 乙は、平常時から、訓練等を通じて甲との連携を深めるとともに、協定内容及び地震災害時等における対応に関し、協会員に対する周知に努めるものとする。

(協会員の情報の提供等)

- 第13条 乙は甲に対し、毎年4月1日現在における協会員数等、協会員に関する情報を提供するとともに、協会員の車両保有台数を別紙「車両保有台数報告書」により報告するものとする。
- 第14条 乙は、前項で提供、報告した内容に変更があった場合は、随時、甲に報告するものとする。

(協 議)

- 第15条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効 力)

- 第16条 この協定は、協定締結の日から効力を生じる。

附 則

本協定発効と同時に、昭和56年4月1日付けで締結した地震災害救助に必要車両の調達に関する協定は、その効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成24年10月1日

甲 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川 勝 平 太

乙 静岡市駿河区国吉田2丁目4番26号
静岡県レンタカー協会
会 長 小 田 島 利 隆

19-2-2 緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定書

(県用度課)

静岡県(以下「甲」という。)と、静岡県石油業協同組合(以下「乙」という。)とは、地震警戒宣言発令時及び地震その他の災害発生後、緊急通行に必要な自動車用燃料の確保を図るため、静岡県所屬車両(本庁車両、出先機関車及び借り上げ車両とし、警察車両を除く。以下同じ。)に係る自動車用揮発油及び軽油(以下「揮発油等」という。)の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(給油の要請等)

- 第1条 甲は静岡県所屬車両による緊急通行の必要が生じ、緊急に燃料を必要とする場合は、緊急通行車両確認証明書等を提示し、指定の給油伝票(様式第1)により乙に揮発油等の納入(以下「給油」という。)を要請するものとする。

- 第2条 乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、乙に所属する登録給油所において、給油が可能な状態であれば、甲に対し優先的に給油するものとする。

(給油単価)

- 第3条 揮発油等1リットル当たりの単価は、当該給油月に一般財団法人日本エネルギー経済研究所・石油情報センター公表の1リットル当たりの静岡県平均単価を基準として、甲、乙誠意を持って協議し決定するものとする。

(代金の請求及び支払い)

- 第4条 乙に所属する登録給油所は、給油後に甲の車両に給油した給油伝票を請求書に添えて、代金を甲(本庁分は出納局用度課、各出先機関分はそれぞれの出先機関)に請求するものとし、甲は請求内容を確認後、乙に所属する登録給油所に対し速やかに支払うものとする。

(協 議)

- 第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効 力)

- 第6条 この協定は、協定締結の日から効力を生じる。

(附則)

本協定発効と同時に平成13年5月10日付けで締結した緊急通行に必要な自動車用燃料の供給に関する協定はその効力を失う。

上記の協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年4月1日

甲 静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川勝 平太

乙 静岡市駿河区緑が丘町1番3号
静岡県石油業協同組合
理事長 鈴木 裕司

「緊急通行に必要な自動車燃料の供給に関する協定書」の運用について
本協定については、下記のとおり行うものとする。

- 1 適用する県の機関
知事部局の本庁及び出先機関とする。
- 2 適用期間
静岡県災害対策本部又は静岡県地震災害警戒本部が設置されているとき。
- 3 給油要請時の証明書について
協定書第1条第1項の緊急通行車両確認証明書等とは、①緊急通行車両等確認証明書、②緊急通行車両等確認標章とする。
〔 各警察署に緊急通行車両等事前届出書を提出することにより、緊急通行車両等事前届出済証が封筒入りで交付される。この封筒は開封してはならないものとなっている。災害対策基本法による通行の禁止又は制限が行われている道路において、警察署や道路の検問所にこの封筒を渡すことにより、①と②が交付される。②を目に付く場所に提示する事により緊急通行車両となる。〕
- 4 既存の給油の単価契約との調整
本協定が適用可能な場合であっても、各機関が給油の単価契約を行っている業者から給油が可能な場合には、当該単価契約に基づき給油も可能とする。
- 5 その他
本協定適用時は、指定の給油伝票（様式第1）により揮発油等の納入を要請する。

19-2-3 航空燃料供給に関する協定書

(県消防保安課)

静岡県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、地震災害警戒宣言発令時及び地震災害発生後等のヘリコプターの災害応急対策活動等に必要な燃料(以下「航空燃料」という。)の調達に関し、次のとおり協定する。

(燃料供給の要請)

第1条 甲は、甲の所有する防災ヘリコプター及び他県からの応援ヘリコプターの災害応急対策活動等のため緊急に燃料を必要とする場合は、乙に航空燃料の供給(以下「供給」という。)を文書又は口頭で要請する。

2 乙は、甲から前項の規定による要請を受けたときは、乙が所有する航空燃料の供給が可能な状態であれば、甲に対し優先的に供給するものとする。

(供給の実行)

第2条 航空燃料の供給の場所及び供給方法は、甲が指定するものとし、乙は、指定された場所に速やかに航空燃料を運搬する。

2 甲は、乙から給油を受けようとするときは、別に定める給油すべき航空燃料の数量を記入した航空機用給油伝票(以下「給油伝票」という。)により給油を受けるものとする。

(不適格油の場合の措置)

第3条 乙が、不適格油品を給油したことにより甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(単価及び経費)

第4条 航空燃料1リットル当たりの単価及び供給に要する経費は、供給時における適正な価格を基準にして甲、乙協議して決定する。

(代金の請求)

第5条 乙は、甲から受領した給油伝票等を請求書に添えて、供給した航空燃料代金及び供給に要した経費を甲に請求するものとする。

(代金の支払い)

第6条 甲は、前条の規定により乙から適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該請求金額を乙に支払うものとする。

(協定に定めのない事項等の処理)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項等については、その都度、甲、乙協議して処理するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は平成 年4月1日から平成 年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲又は乙いずれか一方からこの協定終了又は改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市追手町9番6号
静岡県知事 石川嘉延

(乙) アイカワ株式会社
アビエーショングランドサービス株式会社
鈴木商事株式会社

(順不同)

19-2-4 船舶による輸送等に関する協定書

(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県内航海運組合(以下「乙」という。))とは、東海地震等大規模地震発生時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するため、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、地震による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して文書で行う。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務
- (3) その他甲が必要とする船舶による応急対策業務

(業務の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、所属する組合員をして甲が必要とする業務を可能な限り実施させるものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第6条 第4条の規定により乙の組合員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。2 前項の費用は、当該地域における通常の実費とし、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙の組合員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第8条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の組合員が当該業務のために損害を被った場合には、静岡県地震対策推進条例第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第9条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の組合員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合において、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定を適用する。

(協力組合員名簿の提出)

第10条 乙は、所属する組合員のうち、船舶を所有する者の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成12年1月20日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成12年1月20日

甲 静岡県知事 石川嘉延
乙 静岡県内航海運組合理事長 藤原節男

様式第1号

第 号
平成 年 月 日

静岡県内航海運組合理事長 氏名 様

静岡県知事 氏名

船舶による輸送等の業務への協力要請について
 このことについて、船舶による輸送等に関する協定書第2条2項の規定により、下記のとおり要請します。
 なお、業務の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間 (自) 月 日 (至) 月 日	輸送区間	備考
			地先から 地先まで	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間 (自) 月 日 (至) 月 日	輸送区間	備考
			地先から 地先まで	

3 その他の応急対策業務

業務内容	業務期間 (自) 月 日 (至) 月 日	業務場所	備考
		地先から 地先まで	

様式第2号

第 号
平成 年 月 日

静岡県知事 氏名 様

静岡県内航海運組合理事長 氏名

船舶による輸送等の業務の実施状況の報告について
 このことについて、船舶による輸送等に関する協定書第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から	回	人	隻	

2 災害応急対策の実施のために必要な資機材等の輸送業務

輸送業務期日	輸送物資	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先か	回	人	隻	

3 その他の応急対策業務

業務期日	業務内容	業務場所	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先	人	隻	

19-2-5 漁船による緊急輸送活動に関する協定書

(県水産資源課)

静岡県(以下「甲」という。)と 市町村(以下「乙」という。)と 漁業協同組合(以下「丙」という。)
とは、地震による災害が発生した場合における漁船による緊急輸送活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、静岡県地震対策推進条例(平成8年3月28日条例第1号)第29条第3項及び第35条の規定に基づき、甲又は乙が、丙に対し、緊急輸送活動への協力を求める場合に必要事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が最速と判断した場合であつて、漁船以外の船舶の確保が困難であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

2 乙は、地震による災害が発生し、海上における緊急輸送が必要であると認めるときは、丙に対し、緊急輸送活動への協力を要請することができる。

(要請の方法)

第3条 前条の規定による要請は、様式第1号により緊急輸送活動の内容及び期間等を指定して、文書で行う。ただし、文書で要請するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲から丙に対する要請は、乙を経由して行うものとする。

(緊急輸送活動)

第4条 甲又は乙が、丙に対して協力を要請する緊急輸送活動は、次に掲げる活動とする。

- (1) 被災者(滞留者を含む。)の輸送活動
- (2) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動
- (3) 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材等の輸送活動

(緊急輸送活動の実施)

第5条 丙は、第2条の規定による要請を受けたときは、所属する組合員(准組合員を含む。)のうち漁船を所有する者の協力を得て、当該要請に基づく緊急輸送活動を実施するものとする。

(活動報告)

第6条 丙は、前条の緊急輸送活動を実施したときは、当該活動の終了後速やかに、様式第2号によりその状況を報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、無線、電話又は口頭で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲に対する前項の規定による報告は、乙を経由して行うものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条第1項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、甲又は甲に緊急輸送の確保を求めた市町村が負担するよう措置する。

2 第2条第2項の規定による要請によって実施した緊急輸送活動に要した人件費、燃料費その他の費用は、乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第8条 丙は、緊急輸送活動の終了後、当該活動に要した前条第1項の費用については甲に、前条第2項の費用については乙に請求するものとする。

2 甲又は乙は、前項の請求があつたときは、内容を確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務のため損傷を被つた場合には、静岡県地震対策推進条例第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第10条 甲は、この協定に基づく緊急輸送活動の実施により、当該活動に従事した丙の組合員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合において、そのもの責任に係る損害賠償の額が確定したときは、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定を適用する。

(協力組合員名簿の提出)

第11条 丙は、所属する組合員(准組合員を含む。)のうち、漁船を所有する者であつて、この協定に基づく緊急輸送活動に協力できるものの名簿を、毎年1回乙に提出するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は、平成 年 月 日から、その効力を有するものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持續する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市追手町9番6号

静岡県知事

(乙) 市

市長

(丙) 市

漁業協同組合

代表理事組合長

様式第1号

平成 年 月 日
第 号

漁業協同組合長代表理事組長 氏 名 様
静岡県知事 氏 名
(又は)
市町村長 氏 名

漁船による緊急輸送活動への従事の要請について

このことについて、漁船による緊急輸送活動に関する協定書 第2条第1項 により、下記のとおり要請
第2条第2項
します。

なお、輸送活動の実施状況を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送活動

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
人	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動

輸送物資	輸送物資数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材の輸送活動

輸送者(物)	輸送数	輸送活動期間	輸送区間	備考
輸送者	人	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	
輸送物		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

様式第2号

平成 年 月 日
第 号

静岡県知事 氏 名 様
(又は)
市町村長 氏 名 様

漁業協同組合長代表理事組長 氏 名

漁船による緊急輸送活動の実施状況の報告について

このことについて、漁船による緊急輸送活動に関する協定書 第6条第1項の規定により、下記のとおり報告
します。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送活動

輸送活動期日	輸送人員数	輸送区間	回数	従事人員	従事船隻数	備考
月 日	人	地先から 地先まで	回	人	隻	
月 日						

2 災害救助に必要な生活必需品等の輸送活動

輸送活動期日	輸送物資	輸送物資数量	輸送区間	回数	従事人員	従事船隻数	備考
月 日			地先から 地先まで	回	人	隻	

3 災害応急対策の実施のために必要な人員、資機材の輸送活動

輸送活動期日	輸送者(物)	輸送数	輸送区間	回数	従事人員	従事船隻数	備考
月 日		人	地先から 地先まで	回	人	隻	
月 日							
月 日		人	地先から 地先まで	回	人	隻	
月 日							

漁船による緊急輸送活動に関する協定締結状況

整理番号	甲	乙	丙(漁協)	締結状況等
1	熱海市		初島	10. 2. 2 締結
2	静岡県		大熱海	10. 2. 2 締結
3	静岡県		いとう(旧 網代港)	10. 2. 2 締結
4	伊東市		いとう(旧 伊東市)	10. 1. 12 締結
			いとう(旧 八幡野)	10. 1. 12 締結
5	東伊豆町		伊豆(旧 福取)	10. 8. 12 締結
			河津町	
6	下田市		伊豆(旧 下田)	10. 12. 28 締結
7	南伊豆町		伊豆(旧 南伊豆町)	9. 7. 18 締結
8	松崎町		伊豆(旧 松崎)	10. 3. 17 締結
9	西伊豆町		伊豆(旧 仁科)	10. 3. 2 締結
10			伊豆(旧 田子)	10. 3. 2 締結
11		(旧 賀茂村)	伊豆(旧 安良里)	9. 7. 10 締結
12	伊豆市(旧 土肥町)		伊豆(旧 土肥)	10. 5. 7 締結
13	沼津市		内浦	9. 4. 23 締結
14			静浦	9. 4. 23 締結
15			沼津我入道	9. 4. 23 締結
16		(旧 戸田村)	戸田	9. 7. 10 締結
17	富士市		田子の浦	10. 8. 20 締結
18		(旧 由比町)	由比港	9. 12. 1 締結
19	静岡市(旧 清水市)		清水	10. 7. 16 締結
20			清水(旧 静岡)	10. 9. 1 締結
21	焼津市		焼津	9. 2. 21 締結
22			小川	9. 2. 21 締結
23		(旧 大井川町)	大井川港	9. 3. 27 締結
24	吉田町		南駿河湾(旧 吉田町)	10. 7. 2 締結
25	牧之原市(旧 相良町)		南駿河湾(旧 坂井平田)	10. 7. 14 締結
26			〃 (旧 相良町)	10. 7. 14 締結
27			南駿河湾(旧 地頭方)	10. 7. 14 締結
28	御前崎市(旧 御前崎町)		南駿河湾(旧 御前崎)	9. 8. 1 締結
29	磐田市(旧 福田町)		遠州(旧 福田町)	10. 7. 10 締結
30	浜松市(旧 舞阪町、旧 藤踏町、旧 細江町、旧 三ヶ日町)、旧 湖西市(旧 新居町)		浜名	10. 4. 13 締結

19-2-6 旅客船による災害時の輸送に関する協定書

静岡県(以下「甲」という。)と静岡県旅客船協会(以下「乙」という。)とは、東海地震等大規模地震発生時における船舶による輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(県危機対策課)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるべき必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、地震による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙の協会員に対し協力を要請するものとし、乙の協会員は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して行う。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 甲は、第一項の規定により要請をしたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務
- (2) 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (4) その他船舶による支援業務

(業務報告)

第4条 乙の協会員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその業務内容を甲に報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、業務の完了を電話又は口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

2 甲は、前項の規定により業務報告を受けたときは、乙に対しその旨を報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定により乙の協会員が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の実費とし、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙の協会員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙の協会員に支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の協会員が当該業務のために損害を被った場合の補償については、静岡県震災対策推進条例(平成8年条例第1号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第8条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の協会員が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合の損害賠償について、その者の真任に関わる損害賠償の額が確定したときは、条例第34条第2項の規定を適用する。

(協力会員名簿の提出)

第9条 乙は、所屬する協会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるもの名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

この協定は、平成14年12月26日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成14年12月26日

(甲) 静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 静岡県旅客船協会会長 早川 巖

第 号
平成 年 月 日

静岡県旅客船協会 氏 名 様

静岡県知事 氏 名

旅客船による輸送等の業務への協力要請について

このことについて、旅客船による災害時の輸送等に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。
なお、業務終了後、実施した業務内容を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
(自) 月 日 (至) 月 日		地先から 地先まで	

2 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

3 その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

輸送内容	業務期間	輸送区間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

第 号
平成 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

静岡県旅客船協会 氏 名

旅客船による輸送等の業務の報告について

このことについて、旅客船による災害時の輸送等に関する協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。
記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務

業務実施月日	輸送人員数	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人	地先から 地先まで	延 回	人	隻	

2 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

業務実施月日	輸送物資	数量	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から 地先まで	延 回	人	隻	

3 その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

業務実施月日	業務内容	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先から 地先まで	延 回	人	隻	

19-2-7 災害時の輸送等の業務に関する協定書

(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇株式会社(以下「乙」という。))とは、東海地震等大規模地震発生時における船舶による輸送等の業務に関し、次のとおり協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、海上における緊急輸送を確保するために、甲が乙に対して船舶による輸送等の業務に関し協力を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、地震による災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、可能な限りこの要請に応ずるものとする。

2 前項の規定による要請は、様式第1号により業務の内容及び期間等を指定して行う。

ただし、文書で要請するいとまがないときは、電話又は口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

第3条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務
- (2) 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務
- (3) 災害応急対策に必要な要員、資機材等の輸送業務
- (4) その他船舶による支援業務

(業務報告)

第4条 乙は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、様式第2号によりその業務内容を甲に報告する。ただし、文書で報告するいとまがないときは、業務の完了を電話又は口頭等で報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(費用の負担)

第5条 第2条第1項の規定により乙が実施した業務に要した人件費、燃料費その他の経費は甲が負担する。

2 前項の費用は、当該地域において、当該業務を行うために要する通常の費用とし、甲乙協議して定める。

(費用の請求及び支払い)

第6条 乙は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があつたときは、内容を確認し、甲の規定に基づきその費用を乙に支払うものとする。

(従事者の災害補償)

第7条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙が当該業務のために損害を被った場合の補償については、静岡県地震対策推進条例(平成8年条例第1号。以下「条例」という。)第34条第1項の規定を適用する。

(損害賠償の負担)

第8条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙が当該業務を遂行するに当たり他人に損害を加えた場合の損害賠償について、その者の責任に関わる損害賠償の額が確定したときは、条例第34条第2項の規定を適用する。

(船舶名簿の提出)

第9条 乙は、保有する船舶のうち、この協定に基づく業務に使用可能な船舶の名簿を、毎年1回甲に提出するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成15年3月10日から、その効力を有するものとし、甲、乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年3月10日

(甲) 静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

以下のとおり協定を締結している。

締結者(乙)	締結年月日
東海汽船株式会社 代表取締役 飯島宗和	平成15年3月10日
神新汽船株式会社 代表取締役 柴田隆至	〃

様式第1号

第 平成 年 月 日 号

東海汽船株式会社
代表取締役 氏 名 様
静岡県知事 氏 名 様

災害時の輸送等の業務への協力要請について

このことについて、災害時の輸送等の業務に関する協定書第2条第2項の規定により、下記のとおり要請します。
なお、業務終了後、実施した業務内容を別紙様式第2号により報告願います。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	備考
(自) 月 日	(自) 月 日	地先から	
(至) 月 日	(至) 月 日	地先まで	

2 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

輸送物資	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
		(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

3 その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

輸送内容	業務期間	輸送区間	備考
	(自) 月 日 (至) 月 日	地先から 地先まで	

様式第2号

第 平成 年 月 日 号

静岡県知事 氏 名 様
東海汽船株式会社
代表取締役 氏 名

災害時の輸送等の業務報告について

このことについて、災害時の輸送等の業務に関する協定書第4条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 被災者(滞留者を含む。)の輸送業務

業務実施月日	輸送人員数	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日	人	地先から 地先まで	延 回	人	隻	

2 災害救助に必要な食料品、生活必需品等の輸送業務

業務実施月日	輸送物資	数量	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日			地先から 地先まで	延 回	人	隻	

3 その他災害応急対策に必要な人員、資機材等の輸送業務

業務実施月日	業務内容	輸送区間	輸送回数	従事人員	従事船舶数	備考
月 日		地先から 地先まで	延 回	人	隻	

19-2-9 山梨県と静岡県 の消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における相互応援協定

(県消防保安課)

(目的)

第1条 この協定は、山梨県(以下「甲」という。)及び静岡県(以下「乙」という。))において、消防防災ヘリコプター(以下「ヘリ」という。))を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づき応援要請は、甲及び乙が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用途のため出動できない場合(「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付消防第61号消防庁次長通知)及び「緊急消防援助隊要綱」(平成12年12月25日付消防第315号消防庁長官通知)の対象となる場合を除く。))で、ヘリの出動事象が発生した場合に行うものとする。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた甲又は乙は、所掌業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、甲及び乙の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員の派遣をした市町村、一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。))と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第1項による応援活動があつたものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請にかかる手続きは、次の各号に掲げるところによる。

(1) 要請側の県消防防災担当課長(山梨県にあつては消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「要請者」という。))から応援側の県消防防災担当課長(山梨県にあつては消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「応援者」という。))に対し、応援要請を行うこととする。

(2) 応援要請は、電話にて速報後、応援側の定めている緊急運航要請書によりファクシミリを用いて行うものとする。

(3) 応援者は、出動の可否を決定し、当該消防防災航空隊長等に指示するとともに、要請者に回答するものとする。

(4) 消防防災航空隊長等は、応援要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えるものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議のうえ、中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があつたときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があつたときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員 の給与、ヘリの燃料費(応援先において給油する場合を除く。))及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に依る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額又はそれと同等の金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲及び乙は相互に区域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、平成13年12月17日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年12月17日

甲 山梨県知事 天 野 建

乙 静岡県知事 石 川 嘉 延

19-2-10 長野県と静岡県消防防災ヘリコプターの運航不能期間等に関する相互応援協定の概要

おける相互応援協定

(県消防保安課)

(目的)

第1条 この協定は、長野県(以下「甲」という。)及び静岡県(以下「乙」という。))において、消防防災ヘリコプター(以下「ヘリ」という。))を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(耐空検査等の調整)

第2条 甲及び乙は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールを調整する。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、甲及び乙が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用途のため出動できない事象が発生した場合に行うものとする。ただし、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」(昭和61年5月30日付消防第61号消防庁次長通知)及び「緊急消防援助隊要綱」(平成12年12月25日付消防第315号消防庁長官通知)の対象となる事象並びに海難救助のための事象を除く。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた甲又は乙は、所管業務、気象条件等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防業務である場合には、甲及び乙の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員の派遣をした市町村、一部事務組合及び広域連合(以下「市町村等」という。))と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第1項による応援活動があつたものとする。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請にかかる手続きは、次の各号に掲げるところによる。

(1) 要請側の県消防防災担当課長(長野県にあつては危機管理・消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「要請者」という。))から応援側の県消防防災担当課長(長野県にあつては危機管理・消防防災課長をいい、静岡県にあつては防災局消防室長をいう。以下「応援者」という。))に対し、応援要請を行うこととする。

(2) 応援要請は、電話にて速報後、応援側の定めている緊急運航要請書によりファクシミリを用いて行うものとする。

(3) 応援者は、出動の可否を決定し、当該消防防災航空隊長等に指示するとともに、要請者に回答するものとする。

(4) 消防防災航空隊長等は、応援要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えるものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援者はヘリの応援を要請者と協議のうえ、中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援要請に出動すべき命令があつたときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

さらに、ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があつたときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のために出動したヘリの指揮)

第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請者の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡をとるものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に要する派遣職員(ヘリの燃料費(応援先において給油する場合を除く。))及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員の公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費

3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額又はそれと同等の金額を控除した金額とする。

4 前各号に定めるもの以外に要したその他の諸経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(情報交換)

第11条 この協定に基づき甲及び乙は相互に域内の臨時離着陸場等について情報交換を行い、出動時に速やかに対応できるように日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附則

(施行期日)

この協定は、平成15年3月1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成15年3月1日

甲 長野県知事 田中 康夫

乙 静岡県知事 石川 嘉延

19-2-11 四県一市航空消防防災相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県及び名古屋市（以下「四県一市」という。）において、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に關する相互応援について必要な事項を定めるものとする。

第2条 この協定に基づく応援要請は、次の各号に定める場合で、大規模特殊災害時における広域航空消防防災援実実施要綱（昭和61年5月30日付け消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる大規模特殊災害を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

- (1) 保有するヘリ（代替機を含む。以下同じ。）が点検又は整備のため出動することができない場合（次号から第4号までに該当する場合は除く。）
- (2) 保有するヘリのみでは、出動事案に对应できない場合
- (3) 保有するヘリの資機材又は装備品では、出動事案に对应できない場合
- (4) 保有するヘリが出動体制を整えるまでに相当の時間を要する場合
- (5) その他ヘリによる応援活動が有効な場合

(応援要請手続)

第3条 前条に規定する応援要請の手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な応援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職・氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

(応援要請先)

第4条 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防防災援実実施細目に定める「連絡・要請窓口」とする。

(応援の中断)

第5条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長はヘリの応援を要請側と協議のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第6条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まるものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。
(事故等の連絡)

第7条 要請した四県一市は、応援航空隊に次の事故が発生したことを告知したときは、すみやかに応援した四県一市に対し必要な事項を報告しなければならぬ。

- (1) 人の死傷を伴う事故
 - (2) ヘリの重大な損傷を伴う事故
 - (3) 救難対策を必要とする事故
- (経費の負担)

第8条 応援に要する経費（応援先において給油した場合のヘリの燃料費を除く。）は、応援

側の負担とする。
ただし、第2条第1号の応援活動に係る次の経費は、応援側と要請側の協議により、その全部又は一部を要請側の負担とすることができる。

- (1) ヘリの燃料費
 - (2) 隊員の出場手当、旅費、日当、宿泊費
 - (3) 当該応援により特別に必要となったヘリの修繕料
 - (4) 当該応援により特別に必要となった消耗品費
- 2 第1項にかかわらず、応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。
前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

4 前各項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議し定めるものとする。

(訓練の参加)

第9条 四県一市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

(連絡調整)

第10条 四県一市は、応援を円滑に行うことができるよう次に掲げる項目をあらかじめ連絡調整するものとする。

- (1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場
 - (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
 - (3) ヘリの諸元及び性能
 - (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
 - (5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
 - (6) その他必要な事項
- (その他)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

2 平成26年3月31日に締結した「四県一市航空消防防災相互応援協定」は、廃止する。

この協定の成立を証するため、本書5通を作成し、四県一市記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月1日

岐阜県知事 古田肇

静岡県知事 川勝平太

愛知県知事 大村秀章

三重県知事 鈴木英敬

名古屋市長 河村たかし

19-2-12 静岡県内航空消防相互応援協定書

(消防保安課)

(目的)

第1条 この協定は、静岡市（静岡市に消防業務を委託する市町を含む。以下「甲」という。）、浜松市（以下「乙」という。）及び静岡県（以下「丙」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、甲の保有する静岡市消防ヘリコプター（以下「静岡市ヘリ」という。）、乙の保有する浜松市消防ヘリコプター（以下「浜松市ヘリ」という。）及び丙の保有する静岡県消防ヘリコプター（以下「県ヘリ」という。）を使用して行う航空消防に關する相互応援について必要な事項を定める。

(活動区域等)

第2条 この協定における静岡市ヘリ、浜松市ヘリ及び県ヘリの運航区域は、静岡県の区域とする。ただし、静岡県内で発生した災害に対する傷病者の搬送においては、この限りではない。

(航空消防の所管区域)

第3条 甲、乙及び丙は、原則として各々の所管区域（丙にあっては甲及び乙の区域を除く。）の航空消防を優先させることを確認の上で、次条各号に掲げる場合に、相互応援を行うものとする。

(相互応援)

第4条 この協定に基づく相互応援の範囲は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 各自のヘリコプター（以下「ヘリ」という。）では、災害を排除することが困難となるとき。
- (2) ヘリが、緊急消防援助隊を含む他の災害に出勤しているとき。
- (3) ヘリの出勤に相当の時間を要するとき。
- (4) ヘリが耐空検査等による点検、整備等のため出勤できないとき。

(相互応援の要請)

第5条 前条に定める範囲で、甲は乙及び丙に対して、乙は甲及び丙に対して、丙は甲及び乙に対して、ヘリの出勤を要請できるものとする。

(市町等への航空支援活動の位置付け)

第6条 甲又は乙が行う静岡県内の市町等（一部事務組合を含む。以下同じ。）に対するこの協定による航空支援活動については、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項の規定に基づき丙が行う航空機を用いた消防の支援とみなす。

(運航の調整等)

第7条 甲、乙及び丙は、ヘリの耐空検査等について相互に連絡し、当該検査等に要する期間や運航スケジュール等を調整するものとする。

2 甲、乙及び丙は、各々の出勤事案であっても相互に連絡し、情報を共有するものとする。

(応援要請の手続)

第8条 この協定に基づく応援要請を受けた甲、乙及び丙は、所管業務又は気象状況等により運航に支障がある場合を除き相互に応援するものとする。

2 応援要請に係る手続については、電話又はファクシミリ等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 出勤事案の概要
- (2) 必要な応援の内容

- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職、氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場の気象状況
- (6) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (7) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (8) ヘリの給油場所
- (9) その他必要な事項

3 丙は、静岡県防災ヘリコプター応援協定（平成29年4月1日発効）第4条の規定により市町等から応援要請を受けた場合であって、甲又は乙に対し前2項の規定により応援を要請し、その同意が得られたときは、当該市町等とその旨を連絡しなければならない。

(応援要請の連絡先)

第9条 応援要請の連絡先については、甲にあっては静岡市消防局航空課長、乙にあっては浜松市消防局警防課長、丙にあっては静岡県危機管理消防保安課長とする。

(応援の中断)

第10条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側の長は、要請側と協議の上、ヘリの応援を中断することができる。

(応援の始期及び終期)

第11条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けて当該ヘリの基地施設を出発したときから当該ヘリの基地施設に帰着したときまでとする。ただし、ヘリが当該ヘリの基地施設以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出勤すべき命令があったときは、その時点をもってこの協定に基づく応援を開始するものとする。

2 ヘリがこの協定に基づく出勤中に、前条の規定により応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、その時点をもってこの協定に基づく応援を終了するものとする。

(ヘリの活動)

第12条 第6条の規定により実施する航空支援活動は、発災市町等の消防機関と相互に密接な連携の下に行動する。

(事故等の連絡)

第13条 要請側は、応援に出勤したヘリの航空隊に次の事故が発生したことを覚知したときは、すみやかに応援側に対し必要な事項を報告しなければならない。

- (1) 人の死傷を伴う事故
- (2) ヘリの重大な損傷を伴う事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

(経費の負担)

第14条 応援に要する派遣職員の給与、航空機の燃料費及び消耗品費等の通常経費並びに応援職員公務災害に係る災害補償費は、応援側の負担とする。

2 応援中に発生した事故の処理に要する経費のうち、次に掲げるものは要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する補償費
- (2) ヘリの損傷に対する諸経費
- (3) 一般人の死傷に伴う損害補償に要する諸経費
- 3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- 4 前3項に定めるもの以外に要した経費の負担については、その都度協議決定するものとする。

(連携訓練の実施)

第15条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、連携訓練の実施に努めるものとする。

(連絡調整)

第16条 甲、乙及び丙は、この協定に基づき応援を円滑に行うことができるよう次に掲げる項目についてあらかじめ連絡調整するものとする。

- (1) ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離着陸場の把握
- (2) ヘリと消防本部等との通信連絡方法
- (3) ヘリの諸元及び性能
- (4) 消火及び救急救助活動用資機材等の補給体制
- (5) ヘリの整備、修理等により長期にわたり運航不能が予測される場合の事前連絡
- (6) その他の必要な事項

(協定の有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。ただし、この期間満了1箇月前までに甲、乙及び丙いずれからもそれぞれの相手方に対し異議の申出がないときは、この期間は、更に1年間延長するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

(その他)

第18条 静岡県防災ヘリコプター応援協定（平成29年4月1日発効）は、甲と丙並びに乙と丙との間において効力を有しないものとし、平成28年4月15日に甲、乙及び丙が締結した静岡県内航空消防相互応援協定は、平成29年3月31日をもって廃止する。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議の上、決定するものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上、各1通を所持する。

平成29年3月31日

甲 静岡市長 田辺 信宏

乙 浜松市長 鈴木 康友

丙 静岡県知事 川勝 平太

19-2-13 災害等の緊急時における人員派遣に関する協定書

(県消防保安課)

静岡県(以下「甲」という。))と静岡エアコミュニケーションズ株式会社(以下「乙」という。))とは、災害等の緊急時における人員派遣及び派遣要員の業務実施要領について必要な事項を定め、次のとおり協定(以下「本協定」という。))を締結する。

(要員の派遣)

第1条 甲は災害等の発生時において、静岡県緊急消防援助隊受援計画に基づき「静岡県ヘリコプター受援マニュアル」の運用に際し、「現地指揮班」に必要な要員の確保を行うため、必要により乙に要員派遣を要請し、乙は派遣可能な場合これを受けるものとする。

(派遣要員の業務)

第2条 甲が乙の派遣要員に依頼する業務内容及び業務の遂行場所は、次のとおりとする。

(1) 業務内容

ア 運輸関係要員

(ア) 国土交通省航空局との連絡調整に関すること。

(イ) ヘリコプターの飛行に関すること。

(ロ) 応援部隊との通信連絡に関すること。

(ハ) 航空機の管制及び気象情報に関すること。

(ニ) 駐機場所の安全確保に関すること。

イ 整備関係要員

(ア) ヘリコプターの整備に関すること。

(イ) ヘリコプターの装備品に関すること。

(ロ) 燃料補給に関すること。

(エ) ヘリコプターの飛行時間の管理に関すること。

(2) 業務の遂行場所

ア 航空自衛隊 浜松基地 現地指揮班

イ 航空自衛隊 静浜基地 現地指揮班

(派遣要員の資格と人数)

第3条 乙が派遣する要員は、甲が依頼する第2条に規定する業務を行うことができる者とし、次のいずれかの資格を有する者とする。またこの場合において、甲が必要とする要員数は、それぞれ各2名とする。

(1) 運輸関係要員

回転翼の操縦の資格を有し、運輸管理業務ができる者

(2) 整備関係要員

回転翼の航空整備士の資格を有し、整備管理業務の経験を有する者

(派遣に関する諸手続等)

第4条 甲は、本協定に基づき乙に要員の派遣を要請する場合は、別に定める派遣要請書を乙に提出する。

2 乙は、甲より派遣の要請を受けた後、前条の条件を満たす派遣可能な要員の氏名及び人数を甲に通知するものとする。

3 派遣要員の引渡場所及び業務完了後の受入場所は、静岡ヘリポートとする。

(派遣経費)

第5条 本協定に基づき乙が派遣する要員に係る経費は、次のとおりとする。

(1) 乙が甲に派遣する要員の拘束料は、乙の規定による1暦日を単位とする人件費相当額を基本とし、業務完了後に甲及び乙が協議して決定する。

(2) 甲は、乙に要員派遣に係る日当(宿泊費その他の諸経費を別途支払うものとする)を支払い

第6条 甲は、乙に要員派遣の業務完了後、要員派遣に係る経費を乙の請求に基づき支払うものとする。

(責任)

第7条 乙が本協定の履行に際し、甲の派遣要請に対し派遣可能な要員を確保できなかった場合は、甲は乙に対し損害賠償の責を要求しないものとする。

2 乙の派遣要員が本協定に基づき業務を履行する際、甲又は第三者に損害を与えた場合、その損害の処理は甲の責任をもつて行われるものとする。

(災害補償)

第8条 甲は、乙の派遣要員が本協定に基づき業務の履行により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た相手方の秘密事項を、本協定期間中は元より、協定期間終了後であっても、他の目的に使用し、あるいはいかなる第三者にも漏洩してはならない。

(報告)

第10条 乙は、本協定の遂行状況に関し甲の要求があるときは、速やかに報告しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲又は乙が本協定に違背し、あるいはその履行を怠ったときは、その相手方は、本協定の一部又は全部を解除することができる。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲及び乙いずれからも書面による別段の意思表示がないときは、更に1年継続するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項に疑義が生じた場合には、甲及び乙で協議を伴って協議の上決定するものとする。

上記協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 静岡市追手町9番6号

静岡県知事 石川 嘉延

乙 静岡市栄町1番地の3

静岡エアコミュニケーションズ株式会社

代表取締役社長 渡井洋治郎

〔資料編Ⅱ〕

(業務費用及び請求方法)

第7条 基本協定第3条の実費相当額は燃料費及び食料費とし、乙は、甲から要請された業務の終了後に、静岡県に請求するものとする。

(破損に係る通知)

第8条 乙は、甲から要請のあった車両等排除業務を実施する場合において、警察官の指示により排除対象車両等の移動措置をするため、やむを得ない限度において排除対象車両等を破損したときは、甲に対して速やかにその状況を通知するものとし、甲は、当該事実の発生について静岡県に通知するものとする。

(事務所の設置)

第9条 乙は、事務局を設置し、その所在地、体制、規約、役員、会員及び連絡方法を記載した書面を甲に提出するものとする。

2 乙は、会員ごとの出勤可能人員・車両を記載した一覧表及び緊急時の連絡体制表を作成し、事務局に備え付けるとともに、甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項及び第2項に定める書面の内容に変更が生じたときは、甲に対し、速やかに書面で通知するものとする。

(平時の措置)

第10条 乙は、第1条に定める車両等排除業務が円滑に実施されるよう、平時から、車両の維持管理及び加入保険の確認等を行うとともに、技能の向上に努めるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めかたない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

附 則

(施行期日)

第1条 この協定は、平成15年8月22日から効力を有するものとする。

平成15年8月22日

(甲) 静岡県警察本部長

水 田 竜 二

(乙) 静岡県レッカー事業協同組合

理 事 長 加 藤 正 明

19-2-19 災害時における緊急通行妨害車両等排除業務に関する細目覚書

(県警察本部)

静岡県警察(以下「甲」という。))と社団法人日本自動車連盟中部本部静岡支部(以下「乙」という。))は、災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定(以下「基本協定」という。))の細目について、次のとおり覚書を締結する。

(業務の要請及び内容)

第1条 基本協定第1条に係る業務の要請は、静岡県に代わり甲が乙が行うものとし、乙が行う業務の内容は、災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定(以下「基本協定」という。))第76条第2項に規定する通行禁止区域等において、交通規制対象道路を通行する緊急通行車両の妨害となつている車両その他の物件(以下「排除対象車両等」という。))を、災害時第76条の3第2項に基づく警察官の措置を実施するために、通行の妨害とならない場所へ移動する作業(以下「車両等排除業務」という。))とする。

(業務の要請方法)

第2条 甲が乙に行う車両等排除業務の要請は、排除対象車両等が在る場所を管轄する警察署長が、車両等排除業務を円滑に行うために設置された中部本部指令室(以下「中部指令室」という。))に口頭又はその他の方法で要請するものとする。中部指令室は、要請内容に応じて基地に出勤を指示するとともに、出勤基地の名称、出動員(車両等排除業務に従事する者をいう。以下同じ。))の氏名及び出動車両を甲に通知するものとする。

2 通信が途絶した場合等不測の事態が生じた場合、又は早急に排除対象車両等を移動する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、警察署長は、乙のロードサービス隊又は基地に直接要請することができるものとする。

3 前項の場合において、要請した警察署長は甲に対し、要請先及び要請内容を報告するものとする。

4 警察署長から直接要請を受けた乙のロードサービス隊又は基地は、要請を受けた警察署名、要請内容、出動員の氏名及び出動車両を書面又は口頭で速やかに中部指令室に報告するものとする。

(業務要請時の通知内容)

第3条 車両等排除業務の要請は、排除対象車両等が在る場所、排除対象車両等の形状・大きさ・重量及び通行妨害の態様等を通知するとともに、排除対象車両等を移動する場所を指示するものとする。

(業務実施時の立会い)

第4条 出動員が、車両等排除業務を実施しようとする場合には、排除対象車両等の在る現場において警察官の立会いにより、その指示の下に行うものとする。

(業務終了の報告)

第5条 車両等排除業務を終了した基地は、乙に対し車両等排除業務報告書を提出するとともに、第2条第1項又は第2項に規定する要請を行った警察署長に対し口頭又はその他の方法で業務終了の通知をするものとする。

2 乙は、前項の報告をまとめ、業務の結果を一括して甲に対し報告するものとする。

3 甲は、乙から受けた報告について、静岡県に通知するものとする。

(要請された業務の優先)

第6条 乙は、甲の車両等排除業務要請が他の機関又は民間からの出勤依頼と重複したときは、甲の要請をできる限り優先するものとする。ただし、甲の要請が他の機関又は民間の出勤依頼の後でなされたときは、甲と乙が協議の上、優先順位を決定するものとする。

(破壊に係る通知)

第7条 乙は、甲から要請のあった車両等排除業務を実施する場合において、警察官の指示により排除対象車両等の移動措置をするため、やむを得ない限度において排除対象車両等を破壊したときは、甲に対し速やかにその状況を通知するものとし、甲は、当該事実の発生について静岡県に通知するものとする。

19-2-18 災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

(県危機政策課)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、静岡県内で災害が発生した場合において、静岡県(以下「甲」という。))が社団法人日本自動車連盟中部本部静岡支部(以下「乙」という。))に対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条第1項に定める緊急通行車両の通行を妨害する車両その他の物件(以下「緊急通行妨害車両等」という。))の排除業務(以下「車両等排除業務」という。))の要請を行う場合の手続き等について定めるものとする。

(業務内容)

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、災害時における緊急通行妨害車両等の撤去、移動、その他甲が必要と認める業務とする。

(支援要請)

第3条 甲は、車両等排除業務の必要を認めた場合に、乙に撤去等の要請を行うことができる。

2 甲は、前項の規定により要請を行うとき次の事項を乙に連絡するものとする。

(1)被災の態様と要請を必要とする概要(場所、支活動動概要)

(2)招集場所

(3)担当者連絡方法、その他必要な事項

3 乙は、甲からの要請があった場合は、現場警察官の指示に従い、所有する車両、装備の範囲内で撤去等の作業を行うものとする。

(業務費用の負担)

第4条 この協定に基づく乙の費用は、乙の会員の有無を問わず乙の負担とする。

(災害補償)

第5条 この協定に基づく業務の実施により、出勤した職員が災害を受けた場合の補償は、当該職員の使用者たる乙の責において行うものとする。

(損害賠償)

第6条 本協定に基づく業務の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、当該職員の使用した乙の責において行うものとする。

(疑義の協議)

第7条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

(運用)

第8条 この協定は、平成17年7月28日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成17年7月28日

甲 静岡県知事

乙 社団法人日本自動車連盟中部本部静岡支部
支部長

(体制等)

第8条 乙は、その所在地、体制、規約、役員及び連絡方法を記載した書面を甲に提出するものとする。
 2 乙は、基地ごとの所在地・出勤可能人員・車両を記載した一覽表及び緊急時の連絡体制表を作成し備え付けるとともに、甲に提出するものとする。

3 乙は、第1項及び第2項に定める書面の内容に変更が生じたときは、甲に対し、速やかに書面で通知するものとする。

(平時の措置)

第9条 乙は、第1条に定める車両等排除業務が円滑に実施されるよう、平時から、車両の維持管理及び加入保険の確認等を行うとともに、技能の向上に努めるものとする。

(疑義の解決)

第10条 この覚書に定めがない事項及びこの覚書に関して疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を所持する。

附 則

(施行期日)

第1条 この覚書は、平成17年10月14日から効力を有するものとする。

平成17年10月14日

甲 静岡県警察本部長

高石 和夫

乙 社団法人日本自動車連盟中部本部静岡支部本部長

杉山 智彦

19-2-20 大規模地震災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

(県危機政策課)

静岡県(以下「甲」という。)と全日本ロータス同友会静岡県支部(以下「乙」という。))は、静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第35条の規定に基づき、大規模地震災害時における災害応急対策として実施する緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物の排除業務(以下「車両等排除業務」という。))の要請に関し、次のとおり協定を締結する。

(業務の要請)

第1条 甲は、必要と認めるときは、警察官が災害対策基本法(昭和38年法律第223号)第76条の3第2項に基づき措置をとるに当たり、車両等排除業務の実施を乙に要請することができる。

(業務の実施)

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、出勤業者(車両等排除業務に従事する者(以下「出勤員」という。))の使用若しくは出勤業者をいう。以下同じ。))の名称及び出勤員の氏名を甲に通知し、車両等排除業務を警察官の立会いのもとに実施する。

(業務の費用負担)

第3条 車両等排除業務の費用については、甲が実費相当額を負担するものとする。

(出勤業者等が受けた損害の補償)

第4条 車両等排除業務の実施に当たり、交通事故その他やむを得ない事由により、出勤業者又は出勤員が損害を受けた場合は、出勤業者、出勤員又は乙が加入する公的な災害補償又は損害保険(以下「公的補償等」という。))の適用を原則とする。

ただし、公的補償等の適用がなく、かつ、他の補償が受けられずその損害がてん補されない場合であって、甲が必要あると認めるときは、その限りにおいて、静岡県地震対策推進条例第34条第1項により甲が補償を行うものとする。

(出勤員が加えた損害の賠償)

第5条 車両等排除業務の実施に当たり、出勤員が他人に損害を加えた場合において、甲が必要あると認めるときは、その出勤員が負うべき損害賠償の責任の限度において、静岡県地震対策推進条例第34条第2項により甲が賠償を行うものとする。

ただし、故意又は重大な過失による場合は、出勤業者、出勤員又は乙の責任において賠償する。

(排除対象車両等の破損の補償)

第6条 車両等排除業務の実施に当たり、警察官の指示により、出勤員が排除の対象とする車両その他の物件を、やむを得ない限度において破損した場合は、前条の規定にかかわらず、災害対策基本法第82条により甲が損失を補償する。

(協定の実施)

第7条 この協定の実施に関する必要な事項は、別に定める。

(協定の適用)

第8条 この協定は、平成17年12月26日から、効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第9条 この協定の条項の解釈・適用又はこの協定に定めがない事項につき疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成17年12月26日

(甲) 静岡県知事

(乙) 全日本ロータス同友会静岡県支部 支部長

19-2-22 災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、静岡県内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、静岡県（以下「甲」という。）が赤帽静岡県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）に対し、応急対策に必要な物資等（以下「物資」という。）の緊急輸送について、協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、物資の緊急輸送のための車両が不足するとき、又は必要があると認めるときは、乙に対し物資の輸送を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り、甲に協力するものとする。

(要請手続)

第3条 甲は、乙に対し次の事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により連絡し、後日、文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請する理由
- (2) 物資の出発地及び到着地
- (3) 物資の内容及び数量
- (4) 輸送日時
- (5) その他必要な事項

(実施報告)

第4条 乙は、前2条の規定により緊急輸送を実施した場合は、次に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 輸送年月日
- (2) 輸送区間及び走行距離
- (3) 運送事業者名
- (4) 車両台数
- (5) 輸送品目及び数量
- (6) その他必要な事項

(費用負担)

第5条 この協定に基づく緊急輸送に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した車両に係る運賃、料金、有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、当該災害の発生直前において乙の組合員が国土交通大臣に届け出ている運賃等を基準として、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(損害賠償責任)

第6条 乙は、物資の緊急輸送中に、乙の責に帰する理由により緊急輸送車両の使用（同乗者を含む。）又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第7条 この協定に基づく業務に従事する者が、その者の責めに帰することのできない理由により死亡し又は負傷したときは、甲は、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）に基づきその損害を補償するものとする。

ただし、他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、その補償額の限度において災害補償の責めを免

れる。

(災害発生時の情報提供)

第8条 乙は、緊急輸送中に覚知した災害による被害情報を積極的に甲に提供するよう努めるものとする。

(状況報告)

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送が円滑に行われるよう、乙に対し、組合員名簿、車両数、料金等について、報告を求めることができるものとする。

(市町との協力)

第10条 甲は、市町が乙と災害時における救援物資等の緊急輸送に関する協定等を締結する場合に必要な協力を行うものとする。

2 乙は、協定を締結していない市町から物資の緊急輸送の要請があった場合においても、当該市町に協力するよう努めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意思を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成20年 1月25日

甲 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 石川 薫延

乙 静岡市葵区古庄1丁目10-8

赤帽静岡県軽自動車運送協同組合

代表理事 稲井 弘

[資料編II]
19-2-23 高速度路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書
(県危機対策課)

静岡県(以下「甲」という。)と中日本高速道路株式会社(以下「乙」という。)(は、平成21年3月23日付
けで締結した「静岡県と中日本高速道路株式会社との包括的提携協定書」第2条の規定に基づく防災
分野での相互協力に関し、大規模災害発生時に乙が管理する高速度路のサービスイリア・パーキング
エリア(以下「休憩施設」という。))を防災拠点として活用するため、次のとおり基本協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害発生時に、甲及び広域応援部隊等(以下「部隊等」という。))が、乙が管
理する休憩施設を防災拠点として活用するために必要な事項を定め、もって迅速かつ効果的な災害
応急対策活動の実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「大規模災害発生時」とは、地震等により大規模な災害が発生し、甲が災害
対策本部を設置した場合、又は甲が災害対策本部を設置することが見込まれる規模の災害が発生、
若しくは発生するおそれが生じた場合をいう。

2 休憩施設とは、緊急開口部やヘリポートなどの利便設備、ライフライン設備、通信設備(以下「休憩施
設防災設備」という。))及び駐車場、歩道、営業施設建物を含むものとする。

(大規模災害発生時における相互協力)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、大規模災害発生時に、休憩施設を防災拠点として
機能させ、相互及び部隊等と協力するものとする。

(適用範囲)

第4条 この協定の適用範囲は、静岡県内の東名高速道路及び新東名高速道路の休憩施設とする。

(防災拠点機能)

第5条 大規模災害発生時における休憩施設の防災拠点機能(以下「拠点機能」という。))は、次の各号
に掲げるとおりとする。

- 一 高速度路利用者、休憩施設利用者等の一時的避難場所、
 - 二 部隊等の進出ヘリポート及び中継ヘリポート
 - 三 部隊等の進出拠点及び中継地点
 - 四 部隊等の待機場所及び休憩場所
 - 五 前四号に掲げるもののほか、甲乙協議のうえ定める事項
- 2 静岡県内における各休憩施設固有の拠点機能は、別表のとおりとする。ただし、別に定めるものにあ
ってはこの限りではない。

3 乙は、毎年4月に休憩施設防災設備の一覧表を作成し、甲と共有するものとする。なお、その内容に
変更が生じた場合には、その都度、甲と共有するものとする。

(平常時からの相互協力)

第6条 甲及び乙は、大規模災害発生時に休憩施設の拠点機能が効果的に発揮されるよう、次に掲げ
る事項について、平常時から相互に協力するものとする。

- 一 甲及び乙の定期的な調整会議の実施
ただし、甲及び乙は、市町及び部隊等に調整会議への参加を依頼することができる。
- 二 甲、乙及び部隊等が連携した防災訓練の実施
- 三 防災拠点の運用に係る連絡体制の整備
- 四 その他必要と認められる事項

[資料編II]

(費用負担)

第7条 第3条に基づく相互協力に要する費用負担については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(損害賠償責任)

第8条 この協定に基づく休憩施設の使用により、甲が災害応急対策業務を遂行するにあたり乙に損害
を加えた場合においては、甲が賠償するものとする。

2 甲又は静岡県内市町の要請を受け災害応急対策業務に従事する部隊等が業務を遂行するにあたり
乙に損害を加えた場合においては、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定によるものとす
る。

(他の計画との整合)

第9条 甲及び乙は、第5条第1項各号に掲げる休憩施設の拠点機能について、静岡県地域防災計画、
静岡県広域応援計画その他の計画との整合を図るものとする。

(協定の変更)

第10条 この協定を変更する必要があるが生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(細目協定等)

第11条 この協定は、必要に応じて細目を別に定めることができるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし有効期間
が満了する日の1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしない
ときは期間満了日の翌日から更に3年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項、又は解釈について疑義を生じた事項については、その都度、甲
乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するもの
とする。

平成27年3月24日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事

乙 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社
東京支社長

高速道路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書に基づく 足柄サーブisiaエリア(下り)の進出拠点としての使用に関する細目協定

静岡県(以下「甲」という。)、中日本高速道路株式会社(以下「乙」という。))及び中日本エクスプレス株式会社(以下「丙」という。))は、甲と乙が平成27年3月24日付けで締結した「高速道路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書」(以下「基本協定」という。))第11条の規定に基づき、東名高速道路足柄サーブisiaエリア(下り)以下「足柄SA」という。)を進出拠点として使用する場合の細目に関し、次のとおり細目協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、大規模災害発生時に、甲及び広域応援部隊等(以下「部隊等」という。))が、乙及び丙が管理する足柄SAを進出拠点として使用するにあたり、足柄SAに派遣される甲の職員及び部隊等が使用できる施設の範囲、設備・備品の取り扱い等を定め、もって静岡県外から進出する部隊等の迅速かつ効果的な災害応急対策活動の実施を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において、「進出拠点」とは、部隊等が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の際の目標となる拠点をいう。

(適用範囲)

第3条 この協定は、東名高速道路 足柄サーブisiaエリア(下り)に適用する。

(大規模災害発生時における相互協力)

第4条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、大規模災害発生時に足柄SAを進出拠点として機能させることについて、相互に協力するものとする。

(使用範囲)

第5条 足柄SAを進出拠点とする場合において、甲及び部隊等が使用できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 別紙-1に示す休憩施設防災設備(駐車場及び歩道部、緊急用開口部、ヘリポート並びに通信設備等)
- 二 別紙-2に示す営業施設建物内の範囲(机、椅子、コピー機等の備品類及び電源を含む)
- 三 甲は、前二号に規定する範囲が被災し、使用不能になった場合には、他に使用可能な範囲等を乙又は丙の承諾のもとに使用できるものとする。

(備品・資機材等の保管)

第6条 乙は、前条に規定する使用範囲の他、甲が災害応急対策活動を遂行するうえで必要な備品・資機材等(以下「備品等」という。))の保管場所として足柄SAの敷地を使用することに協力するものとする。

第7条 前項に規定する保管場所は屋外とし、具体的場所については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、保管に必要な屋外倉庫、収納ラック等は甲の責において手配のうえ、設置するものとする。

第8条 前項の規定に基づき、屋外倉庫、収納ラック等を設置する場合は、必要に応じて、乙

の指示に従い、道路占用許可申請手続きを行うものとする。

第9条 甲は、備品等を保管する場合は、別添(備品・資機材等保管リスト)を標準例として、保管場所位置図及び備品等の一覧表を作成し、乙及び丙と共有するものとする。一覽表に変更が生じた場合は、別添を変更のうえ、同様に共有するものとする。

(設備、備品等の使用)

第7条 第5条に規定する使用範囲の他、災害応急対策活動を行うにあたり、甲が足柄SAで使用するを要望する設備、備品等については、現地において甲及び乙又は丙が取り扱い方法を協議し、決定するものとする。

第8条 乙及び丙は、前項の甲の要望に対し可能な範囲で協力するものとする。ただし、足柄SAの被災状況や現地状況を鑑み、やむを得ない事由により協力が困難な場合はこの限りではない。

第9条 甲、乙及び丙は、前二項の規定を踏まえ、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。

- 一 営業施設建物内の従業員用トイレ、休憩場所(女性職員への対応を含む)の使用
- 二 乙及び丙が備蓄している防災備蓄品(食料、飲料、備品等)の使用
- 三 その他甲が必要とする設備、備品等の使用及び借用

(連絡体制)

第10条 甲は、足柄SAを進出拠点として使用する場合には、別紙-3に示す連絡体制表に基づき連絡するものとする。

(防災訓練)

第11条 甲、乙及び丙は、足柄SAを進出拠点として機能させるために平常時より連携して防災訓練に取り組むものとする。この場合において、乙及び丙は業務に支障のない範囲で足柄SAの使用について協力するものとする。

(費用の負担)

第12条 次の各号に掲げる費用については、無償とする。

- 一 第5条各号に規定する使用範囲内における休憩施設防災設備、営業施設建物及び備品等の使用に係る費用
- 二 第7条に規定する設備、備品等の使用に係る費用
- 三 第9条に規定する防災訓練の実施における足柄SAの使用に係る費用

(損害賠償責任)

第13条 第5条各号に規定する使用範囲において、甲は、自らの責において災害時における使用範囲の安全性を確認するものとし、使用にあたり甲が被った損害について、乙及び丙はその損害を賠償する責を負わないものとする。

第14条 この協定に基づき足柄SAの使用により、甲が災害応急対策活動を遂行するにあたり、乙、丙及び第三者に損害を加えた場合においては、甲が賠償するものとする。

第15条 甲又は静岡県内市町の要請を受け、災害応急対策活動に従事する部隊等が業務を遂行するにあたり、乙、丙及び第三者に損害を加えた場合においては、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定によるものとする。

(協定の変更)

第16条 この協定を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれもが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは期間満了日の翌日から更に3年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(その他)

第18条 この協定に定めのない事項は、基本協定の定めによるものとし、この協定について疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成28年4月1日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県 危機管理監 外岡 達朗

乙 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社
保全・サービス事業部長 牟田 広繁

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社
関連事業部長 中尾 信裕

丙 愛知県名古屋市中区栄2丁目3番1号
中日本エクスプレス株式会社
代表取締役社長 勝美 雄次

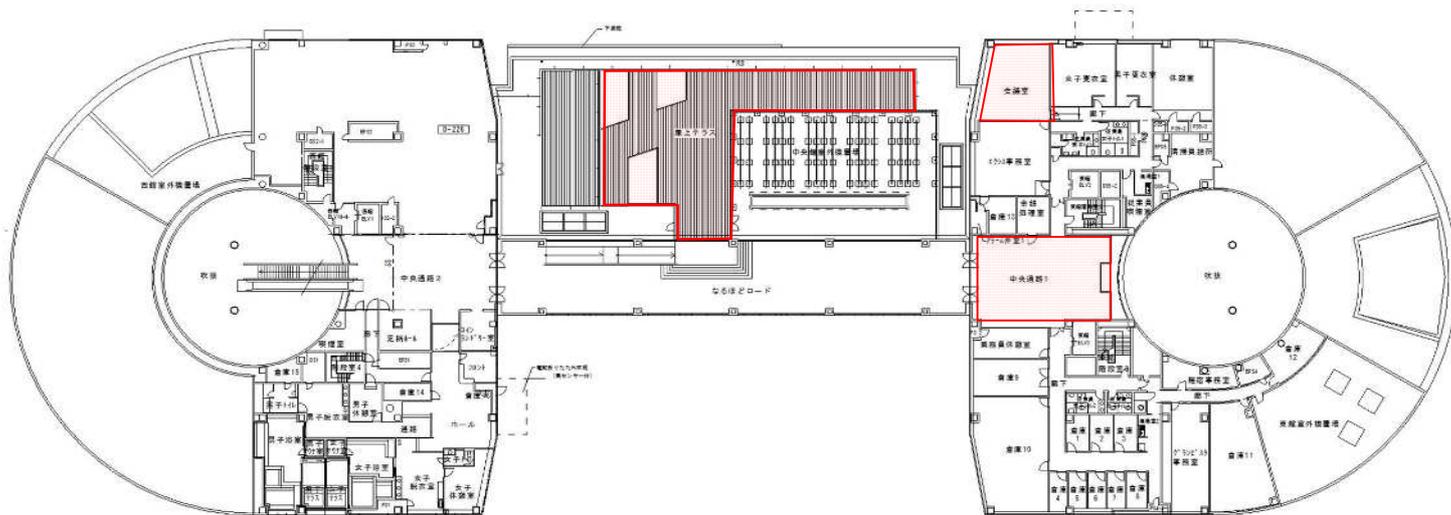
別紙-1

東名高速道路 足柄SA(下り) 休憩施設防災設備配置図



別紙-2

足柄SA(下り) 営業施設建物使用範囲



営業施設 2F



高速道路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書に基づく 浜松サービスエリア（上り）の進出拠点としての使用に関する細目協定

静岡県（以下「甲」という。）、中日本高速道路株式会社（以下「乙」という。）及び中日本エクスプレス株式会社（以下「丙」という。）は、甲と乙が平成27年3月24日付けで締結した「高速道路休憩施設の防災拠点としての活用に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第11条の規定に基づき、新東名高速道路 浜松サービスエリア（上り）（以下「浜松SA」という。）を進出拠点として使用する場合の細目に関し、次のとおり細目協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害発生時に、甲及び広域応援部隊等（以下「部隊等」という。）が、乙及び丙が管理する浜松SAを進出拠点として使用するにあたり、浜松SAに派遣される甲の職員及び部隊等が使用できる施設の範囲、設備・備品の取り扱い等を定め、もって静岡県外から進出する部隊等の迅速かつ効果的な災害応急対策活動の実施を支援することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において、「進出拠点」とは、部隊等が応援を受ける都道府県に向かって移動する際の目標となる拠点をいう。

（適用範囲）

第3条 この協定は、新東名高速道路 浜松サービスエリア（上り）に適用する。

（大規模災害発生時における相互協力）

第4条 甲、乙及び丙は、第1条の目的を達成するため、大規模災害発生時に浜松SAを進出拠点として機能させることについて、相互に協力するものとする。

（使用範囲）

第5条 浜松SAを進出拠点とする場合において、甲及び部隊等が使用できる範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 別紙-1に示す休憩施設防災設備（駐車場及び歩道部、緊急用開口部、ヘリポート並びに通信設備等）
- 二 別紙-2に示す営業施設建物内の範囲（机、椅子、コピー機等の備品類及び電源を含む）
- 三 甲は、前二号に規定する範囲が被災し、使用不能になった場合等には、他に使用可能な範囲等を乙又は丙の承諾のもとに使用できるものとする。

（備品・資機材等の保管）

第6条 乙は、前条に規定する使用範囲の他、甲が災害応急対策活動を遂行するうえで必要な備品・資機材等（以下「備品等」という。）の保管場所として浜松SAの敷地を使用することに協力するものとする。

- 2 前項に規定する保管場所は屋外とし、具体の場所については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、保管に必要な屋外倉庫、収納ラック等は甲の責において手配のうえ、設置するものとする。
- 3 甲は、前項の規定に基づき、屋外倉庫、収納ラック等を設置する場合は、必要に応じて、乙の指示に従い、道路占用許可申請手続きを行うものとする。
- 4 甲は、備品等を保管する場合は、別添（備品・資機材等保管リスト）を標準例として、保管場所位置図及び備品等の一覧表を作成し、乙及び丙と共有するものとする。一覧表に変更が生じた場合は、別添を変更のうえ、同様に共有するものとする。

（設備、備品等の使用）

第7条 第5条に規定する使用範囲の他、災害応急対策活動を行うにあたり、甲が浜松SAで使

用を要望する設備、備品等については、現地において甲及び乙又は丙が取り扱い方法を協議し、決定するものとする。

- 2 乙及び丙は、前項の甲の要望に対し可能な範囲で協力するものとする。ただし、浜松SAの被災状況や現地状況を鑑み、やむを得ない事由により協力が困難な場合はこの限りではない。
- 3 甲、乙及び丙は、前二項の規定を踏まえ、次の各号に掲げる事項について協議するものとする。
 - 一 営業施設建物内の従業員用トイレ、休憩場所（女性職員への対応を含む）の使用
 - 二 乙及び丙が備蓄している防災備蓄品（食料、飲料、備品等）の使用
 - 三 その他甲が必要とする設備、備品等の使用及び借用

（連絡体制）

第8条 甲は、浜松SAを進出拠点として使用する場合には、別紙-3に示す連絡体制表に基づき連絡するものとする。

（防災訓練）

第9条 甲、乙及び丙は、浜松SAを進出拠点として機能させるために平常時より連携して防災訓練に取り組むものとする。この場合において、乙及び丙は業務に支障のない範囲で浜松SAの使用について協力するものとする。

（費用の負担）

- 第10条 次の各号に掲げる費用については、無償とする。
- 一 第5条各号に規定する使用範囲内における休憩施設防災設備、営業施設建物及び備品等の使用に係る費用
 - 二 第7条に規定する設備、備品等の使用に係る費用
 - 三 第9条に規定する防災訓練の実施における浜松SAの使用に係る費用

（損害賠償責任）

- 第11条 第5条各号に規定する使用範囲において、甲は、自らの責において災害時における使用範囲の安全性を確認するものとし、使用にあたり甲が被った損害について、乙及び丙はその損害を賠償する責を負わないものとする。
- 2 この協定に基づく浜松SAの使用により、甲が災害応急対策活動を遂行するにあたり乙、丙及び第三者に損害を加えた場合においては、甲が賠償するものとする。
 - 3 甲又は静岡県内市町の要請を受け、災害応急対策活動に従事する部隊等が業務を遂行するにあたり乙、丙及び第三者に損害を加えた場合においては、静岡県地震対策推進条例第34条第2項の規定によるものとする。

（協定の変更）

第12条 この協定を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれもが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは期間満了日の翌日から更に3年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（その他）

第14条 この協定に定めのない事項は、基本協定の定めによるものとし、この協定について疑義を生じた事項については、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

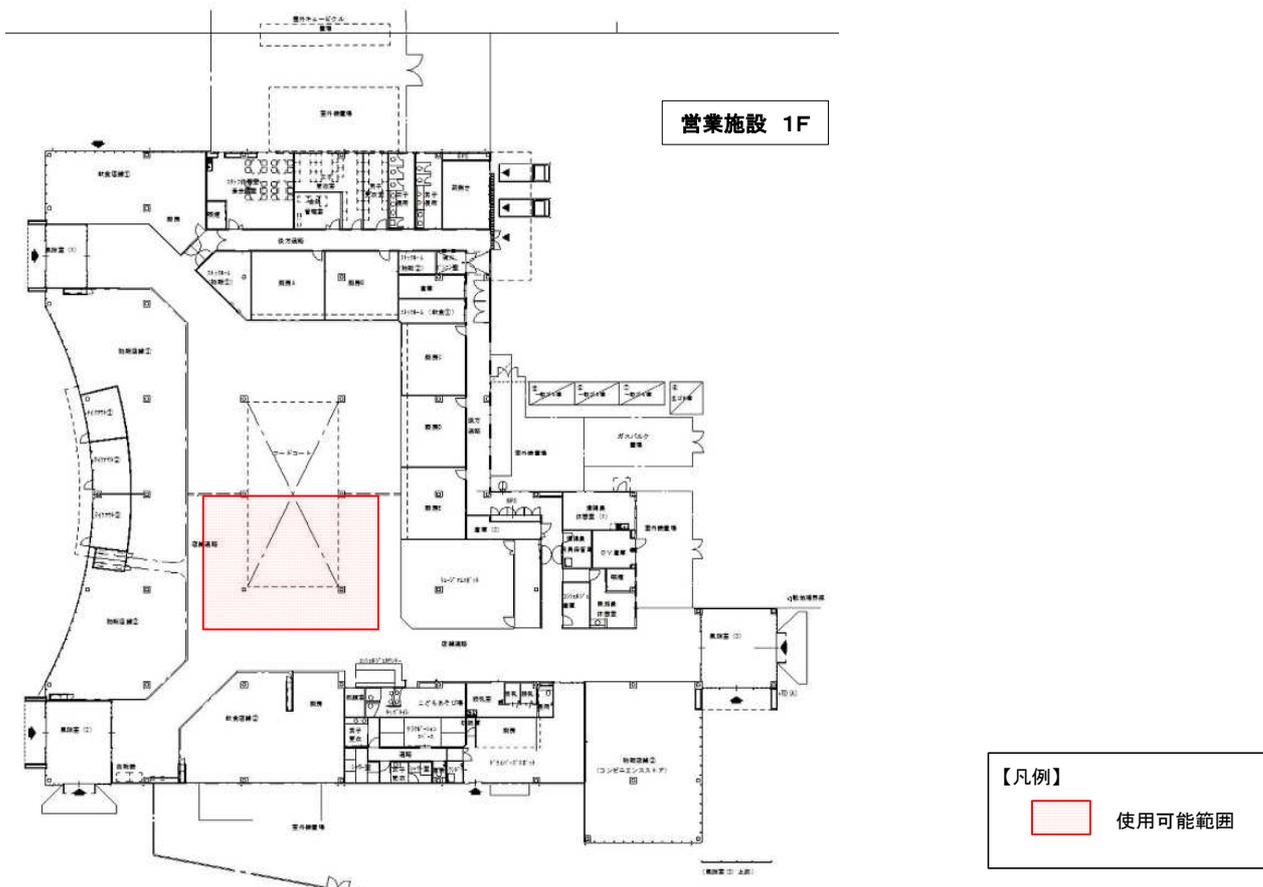
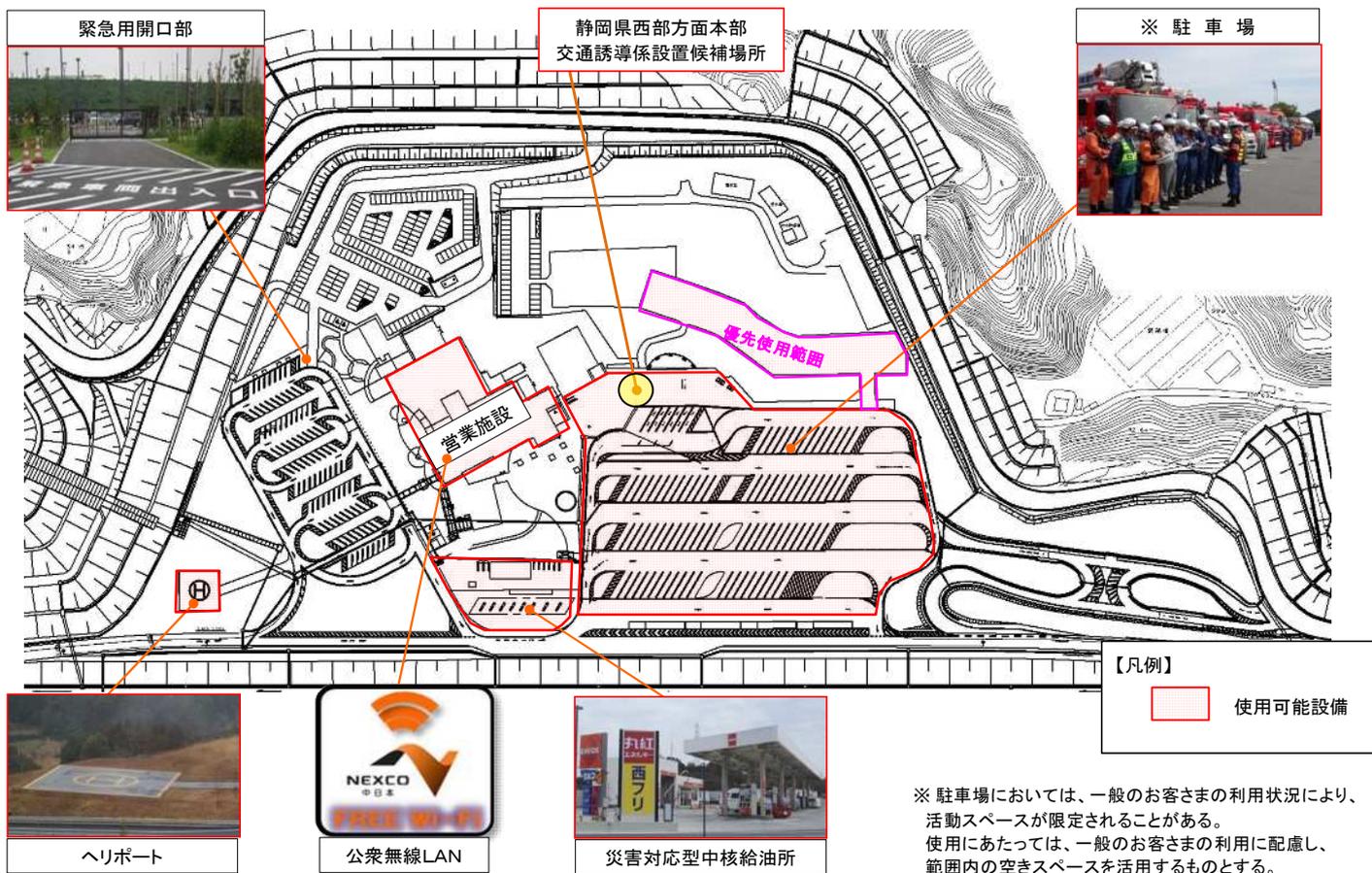
平成28年4月1日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県 危機管理監 外岡 達朗

乙 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社
保全・サービス事業部長 牟田 広繁

東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
中日本高速道路株式会社 東京支社
関連事業部長 中尾 信裕

丙 愛知県名古屋市中区栄2丁目3番1号
中日本エクス株式会社
代表取締役社長 勝美 雄次



19-2-24 地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

(県土木防災課)

国土地理院と静岡県は、それぞれが所有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び静岡県が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び静岡県は、保有する地理空間情報及び物品について、相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び静岡県は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び静岡県は、地理空間情報等の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び静岡県は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この有効期限に関わらず、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び静岡県のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年 4月19日

茨城県つくば市北郷一番
国土交通省国土地理院長

静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事

19-3-1 災害救助に必要な物資の調達に関する協定

1 昭和54年度作成様式

県経済産業部総務監
県マーケティング推進課
県茶業農産課
県水産振興課
県地域産業課
県危機政策課

静岡県知事 (以下「甲」という。)と (以下「乙」という。の間)、災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達に関し、次のとおり協定する。

(要 請)

第1 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 静岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 静岡県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき。

(調達物資の範囲)

第2 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3 第1の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2. 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意思を確認(食品関係にあっては農政課長、プロパンガスにあっては消防防災課長、その他の物資にあっては商工企画課長とする。)のうえ、第4の措置をとるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4 第1の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況若しくは第3の2.に掲げる者に連絡するものとする。

(価 格)

第5 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲、乙協議して定める。

(引 渡 し)

第6 物資の取引場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該場所へ職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。

2. 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

(代金の支払い)

第7 甲が引取った物資の代金は、引取後、すみやかに支払うものとする。

(保有数量の報告)

第8 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資の保有数量を別紙「物資保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

(協 議)

第9 この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第10 この協定は、平成 年 月 日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。ただし、乙が別表に掲げる物資を取扱わなくなつたときは、この協定は、効力を失う。この協定の成立を証するため、本書を通を作成し、甲乙、記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 静岡市追手町9-6

静岡県知事

乙 (住 所)

(氏 名)

別 表 (供給要請物資一覧表)

主 食	米、粉乳
副 食	漬物・梅干、つくじんに、缶詰
調味料	味噌、醤油、塩
衣 料	毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、サラン
日用品	雨具、おむつ(紙)、おむつかバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、ハンゴロー、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハジ、スプーン、哺乳ビン、マッチ
燃 料 等	ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴 LPガス、LPガス器具

物資保有数量報告書

(平成 年 月 日現在)

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書第8により、当(社、店、組合)の物資保有数量を下記のとおり報告します。

静岡県知事 様
 平成 年 月 日

所在地
 名称
 代表者
 電話番号

記

品名	数量	参考事項

- (注) 1. 品名については、下表の物資のうち、取扱品目を記入する。
 2. 数量には、単位を付する。なお、単位は下表の()書きにすることを原則とする。
 3. 物資が、多数であるときは、概数でさしつかえない。
 4. 参考事項には、保有数量のうちのすべてを供給できない事情があるときは、供給可能量を表示するなど供給上参考となる事項を記入する。
 5. 物資保有場所ごとに作成する。

(表) 区分 品名及び単位

主食	米(ト)、粉乳(kg)
副食	漬物・梅干(kg)、つくだに(kg)・缶詰(kg)
調味料	味噌(kg)、醤油(・)、塩(kg)
衣料	毛布(枚)、テント(張)、シャツ(枚)、下着類(組)、作業衣(着)、タオル(枚)、軍手(双)、サラン(反)
日用品等	雨具(こ)、おむつ(紙)(組)、おむつかバー(枚)、生理用品(袋)、石けん(こ)、洗剤(箱)、ちり紙(ロール)、又は綿)、なべ・ハンゴ(こ)、やかん(こ)、バケツ(こ)、皿(枚)、茶わん(こ)、ハンズフーン(膳・本)、哺乳ビン(本)、マッチ・ライター(こ)、懐中電灯(本)、乾電池(こ)、運動靴(足)
燃料等	LPガス(kg)、LPガス器具(こ)

2 平成8年度作成様式

静岡県知事 石川薫延(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、災害救助に必要な物資(以下「物資」という。)の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。
 (要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能なる物資の供給を要請することができる。

- (1) 静岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 静岡県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、物資の調達のあっせんを要請されたとき、又は救援の必要が認められるとき。

(調達物資の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能なる物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、食品関係にあっては農政企画課長、プロパンガスにあっては消防防災課長、その他の物資にあっては地域産業課長が別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは口頭又はファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意思を前項のものに確認の上、第4条の措置をとるものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を別紙2により第3条に掲げる者に報告するものとする。

(物資の運搬、引渡し)

第5条 物資の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

(費 用)

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、集積場所への運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害発生直前時における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲、乙協議して定める。

(代金の支払い)

第7条 甲が引取った物資の代金は、乙からの請求後、すみやかに支払うものとする。

(調達・製造可能数量の報告)

第8条 乙は、この協定の成立の日及び毎年9月1日現在の物資の調達可能量及び県内搬入方法を別紙2「物資調達・製造可能数量報告書」により甲に報告するものとする。

(細目協定)

第9条 甲は、毎年4月1日現在の物資の調達に関する搬入経路、集積場所、県担当者、連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

(市町村長協定との調整)

第10条 乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先するものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成 年 月 日から、その協力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を持續する。ただし、乙が別表に掲げる全ての物資を扱わなくなつたときは、この協定は、効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日
 甲 静岡市追手町9-6 石川 嘉延 印
 静岡県知事
 乙 (住 所)
 (氏 名)

別 表

○確保が必要な物資

期間	発 災 直 後	発災後3～4日まで	3～4日以降
想定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食料	(調理不要の食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料 牛乳 粉ミルク	(主食+副食品) おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果 実 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 野菜 果 実 肉 類 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌醤油 塩 飲 料 牛 乳 粉ミルク
物資	衣 料: 毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラン 日用品等: 雨具、おむつ(紙)、おむつかバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、ハンゴ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハジ・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴 燃 料 等: LPガス、LPガス器具		

別紙1 物資調達要請文書

号 第
 日 月 年 平成

会社名
 代表者 様

静岡県知事 石川 嘉延

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。
 なお、協定書第4条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資	要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量	搬入希望場所
	月 日 ～ 月 日まで			

注: 要請数量は、1日当たり数量である。

担当 室 〇〇
 電話 054-221-

別紙2 物資調達・製造可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

静岡県知事 石川 嘉延 様

会社名
代表者

災害救助に必要な物資の調達に関する協定書(第4条・第8条)により、当社の(物資調達・製造可能数量・措置の状況)を下記のとおりに報告します。

記

1 調達可能数量

発 災 直 後		発災後3~4日まで		3~4日以降	
品 名	調 達 可 能 数 量	品 名	調 達 可 能 数 量	品 名	調 達 可 能 数 量
(調理不要の食品)		(自炊のための食材)			
おにぎり		おにぎり		穀	
弁当		弁当		野菜	
パン		パン		実	
缶詰		缶詰		肉	
飲料		カップラーメン		類	
牛乳		カップ味噌汁		物	
粉ミルク		レトルト食品		煮	
		果実		味噌	
		飲料		油	
		牛乳		塩	
		粉ミルク		飲料	
				牛乳	
				粉ミルク	
毛布	()	テント	()	シャツ	()
下着類	()	作業着	()	タオル	()
軍手	()	サラン	()	雨具	()
おむつ(紙)	()	おむつかバー	()	生理用品	()
石けん、洗剤	()	ちり紙	()	なべ、ハンゴ、やかん	()
バケツ	()	皿、茶わん	()	ハシ、スプーン	()
哺乳ビン	()	マッチ、ライター	()	懐中電灯、乾電池	()
運動靴	()	LPガス	()	LPガス器具	()

注:協定書第8条による報告は、被災がないと想定した場合の1日当たりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2 県内への搬入場所、方法(いずれかに○をつける)

- ①県集積所まで当社が搬入する(熱海、下田、沼津、富士、静岡、藤枝、磐田、天竜、浜松)
- ②当社指定場所で県へ引き渡し(県 市・町)
- ③その他()
- ④搬入方法(陸路、空路、海路)

3 発災時の当社の連絡先(不運の場合を考慮し、3ケースを記入する。)

第1順位	所 在 地	担 当 部 署	担 当 者 名	電 話 (F A X) 番 号
2				
3				

4 その他、連絡事項等がありましたら記入願います。

19-3-2 災害時における応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定書

(県地域産業課)

静岡県知事 石川嘉延(以下「甲」という。)ÔÔ(以下「乙」という。)ÔÔとは、災害時における応急復旧に必要な資機材(以下「資機材」という。)の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、資機材を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その供給を要請することができる。

- (1)静岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2)静岡県以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県知事から、資機材の供給を要請されたとき、又は、救援の必要が認められるとき。

(供給資機材の範囲)

第2条 甲が乙に供給を要請する資機材は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が供給可能な資機材とする。

- (1)トタン、板、クギ、スレート、瓦、量、硝子、銅材

(2)その他甲が指定する資機材

(要請の方法)

第3条 第1条の要請は、地域産業室長が別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは口頭又はファクシミリ等而要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合においては、乙は甲の意思を前項の者に確認の上、第4条の措置をとるものとする。

(資機材の運搬、引渡し)

第4条 資機材の集積場所、運搬経路は、甲が状況に応じ、指定するものとし、集積場所までの資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難な場合は、甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し資機材を確認のうえ引取るものとする。

3 甲は、前項の職員の派遣を市町村長に代行させることができる。

(費 用)

第5条 第2条の供給資機材の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、集積場所への運搬終了後、災害発生直前時における適正な価格(災害発生前の取引については取引時の適正な価格)を基準として、甲、乙協議して定める。

(代金の支払い)

第6条 甲が引取った資機材は、乙からの請求後、すみやかに支払うものとする。

(報 告)

第7条 甲は、毎年4月1日現在の資機材の供給に関する搬入経路、集積場所、県担当者、連絡先等について、乙に報告するものとする。

2 乙は、この協定の成立の日及び毎年7月1日現在の供給可能資機材、連絡先、担当者及び搬入方法を別紙2「供給可能資機材等報告書」により甲に報告するものとする。

(市町村長協定の調整)

第8条 乙が県内市町村長と同様の協定を締結している場合は、市町村長との協定を優先するものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定は、平成 年 月 日から、その効力を有するものとし、甲は乙 が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。但し、乙が別表 に掲げる全ての資機材を扱わなくなったときは、この協定は、効力を失う。(附則)

昭和54年に申合わせをした応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意は、これを廃止する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 静岡県静岡市退手町9-6

静岡県知事 石川 嘉延

乙 (住所)

(氏名)

別紙1 資機材調達要請文書

第 号
平成 年 月 日

会社名 様
代表者 様
静岡県知事 石川 嘉延 様
(地域産業室長)

災害時における応急復旧に必要な資機材の供給の要請について

災害時における応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する資機材

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで			

別紙2 供給可能資機材等報告書

平成 年 月 日

静岡県知事 石川 嘉延 様
(地域産業室長)

会社名
代表者

災害時における応急復旧に必要な資機材の供給に関する協定書(第7条)により、当社の供給可能資機材を下記のとおり報告します。

記

1 供給可能資機材(供給が可能な資機材を○で囲む。)

トタン 板 クギ スレート 瓦 量 硝子 鋼材

2 通常の連絡先

所在地	担当部署	担当者名	電話番号 FAX番号

3 県内への搬入場所、方法(いずれかに○をつける)

- ①県集積所まで当社が搬入する(熱海、下田、沼津、富士、静岡、藤枝、磐田、天竜、浜松)
- ②当社指定場所へ県へ引き渡し(県 市・町)
- ③その他()
- ④搬入方法(陸路、空路、海路)

担当 地域産業室 ○○
電話 054-221-

3 発災時の当組合の連絡先(不通の場合を考慮し、3ケースを記入する)

第1順位	所在地	担当部署	担当者名	電話 (FAX)番号
2				
3				

4 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

19-3-3 災害救助法発動時における学校給食用物資の調達に関する協定書

(県教育委員会 学校教育課)

静岡県(以下「甲」という)と静岡県学校給食会(以下「乙」という)との間に、災害救助法が発動された際の学校給食用物資の調達に関し、次のとおり協定する。

(要 請)

第1 甲は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合において、学校給食用物資(以下「物資」という)を調達する必要があると認めるときは、乙又は乙と提携関係にある団体(以下「乙等」という)に対し、その保有する学校給食用物資の供給を要請することができる。

(供給学校給食用物資の範囲)

第2 乙等は、甲から要請のあった物資について、その保有する範囲において供給に応ずるものとする。

(要請の方法)

第3 第1の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請することができない時は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙等は甲の意思を体育保健課長を通じて確認のうえ、第4の措置をとるものとする。

(要請に基づく乙等の措置)

第4 第1の要請を受けた時は、乙等はその要請事項を実施するための措置を講ずるとともに、その措置の状況を第3の2に掲げる者に連絡するものとする。

(引き渡し)

第5 物資の引き渡し場所、時刻等については、甲が指定するものとし、甲の職員又は甲の指定する者が物資を確認のうえ引き取るものとする。

(価 格)

第6 物資の価格は、災害発生前の平常時において通常取り引きされている価格とする。

ただし、災害発生後において、乙等の仕入れ価格又は負担に係る運搬等流通経費が著しく変動した場合は、甲、乙等が協議して定める。

(代金の支払い)

第7 甲は、引き取った物資の代金については、30日以内の延納とし、供給要請先に支払うものとする。

(協 議)

第8 この協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定める。

(有効期間)

第9 この協定は、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成8年2月15日

(甲) 静岡市追手町9-6
静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 静岡市駿府町1-12
静岡県学校給食会
理事長 石田 徳行

19-3-4 応急復旧に必要な資機材の供給に関する同意書

(県林業振興課)

静岡県内に災害が発生し、応急復旧に必要な資機材を県又は市町村から供給の要請及び斡旋をされたときは、当社の保有する資機材を優先的に安定供給することを同意します。

昭和〇年〇月〇日

住所
社名
代表者

静岡県知事 山本 敬三 様

以下のとおり同意を得ている。

同意者	同意年月日
静岡県木材協同組合連合会 理事長 川口清俊	昭和54年 4月11日

(県危機政策課)

19-3-5 大規模災害時における救援物資の提供に関する基本協定書

静岡県(以下「甲」という。)(以下「乙」という。))は、大規模災害発生時における救援物資の提供について、次のとおり基本協定を締結する。

(救援物資提供の要請)

第1条 乙は、大規模災害時において、甲又は市町村から救援物資の提供の依頼を受けたときは、これに協力するよう努めるものとする。

(救援物資の範囲)

第2条 前条の規定により甲が乙に協力を要請することができる救援物資の範囲は、乙が設置した災害時対応型自動販売機(以下「災害救助ベンダー」という。))の機内飲料とする。

(費用)

第3条 前2条の規定により乙が提供した救援物資の費用は、無償とする。

(市町村との協定締結)

第4条 乙は、前条に規定する救援物資の提供に関して、市町と協議し、対象となる大規模災害の範囲、協力要請の方法等、細目を定めた協定を締結するものとする。

(平常時の努力義務)

第5条 乙は、平常時から大規模災害時に備えて地域における災害救助ベンダーの設置に努めるものとする。

2 甲及び市町は、乙が前項の規定により地域に災害救助ベンダーを設置するに当たり必要がある場合は、乙と地域との調整に協力するものとする。

(情報交換)

第6条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は同一内容をもって更に5年間継続するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前はこの協定を解除しようとするときは、解除しようとする日の30日前までに解除の申入れをしなければならぬ。

(定めのない事項の処理)

第8条 この協定に定めのない事項で疑義を生じた場合は、甲・乙協議して処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県知事 川 勝 平 太

(乙)

アセカビルズビバレッジ株式会社中部支社
 キリンビバレッジ株式会社静岡支社
 サッポロ飲料株式会社
 セイウフーズ株式会社
 ナンヨル・ペンディング株式会社静岡支店
 大塚製菓株式会社静岡支店
 株式会社ジャバハビバレッジホールディングス京浜中部支社
 中央静岡ヤクルト販売株式会社
 西静岡ヤクルト販売株式会社
 中部カール・コマース株式会社静岡営業所
 日東パシフィックペンディング株式会社浜松営業所

エフ・ヴィセントラル株式会社
 コカ・コーラセントラルジャパン株式会社富士地区営業本部VS営業部
 サントリーフーズ株式会社静岡支店
 ダイ・ドリンコ株式会社中部第二営業部
 ユニバーサル商事株式会社
 株式会社アベックス東海支社
 株式会社ボックコーポレーション 静岡営業所
 東静岡ヤクルト販売株式会社
 三機商事株式会社浜松営業所
 中部ペジココーラ販売株式会社
 米久ペンディング株式会社

(順不同)

19-4-1 災害時において宿泊施設が2次的避難者を収容することに関する協定

(県危機政策課)

(目的)

第1条 この協定は、大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、静岡県(以下「甲」という。))が、〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。))に対し、高齢者等災害弱者の収容について協力を要請するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(避難者の収容の依頼)

第2条 甲は、市町村の用意する避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第23条第1項第1号の収容施設をいう。))に避難した者のうち、市町村長が避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断した者(以下「2次的避難者」という。))の収容について、乙に協力を要請することができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、前条の規定により乙に協力を要請する場合には、事前に電話等で確認の上、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うことを原則とする。

- (1)要請者の所属、氏名及び連絡先
- (2)収容を依頼する2次的避難者の氏名及び連絡先
- (3)収容を依頼する理由及び期間
- (4)その他必要な事項

(要請の受諾)

第4条 乙は、甲から要請を受けた場合には、当該施設の使用の目的の範囲内において、その要請を受諾するよう努めるものとする。

(収容期間)

第5条 甲が乙に対し依頼する2次的避難者の収容期間は、原則として7日以内とする。ただし、必要により甲乙協議の上7日以内の範囲において、その期間を延長することができるものとし、さらに延長を必要とする場合も同様とする。

(費用の負担)

第6条 甲は、乙に依頼した2次的避難者の収容に関し、適正な費用を負担するものとする。

(疑義の解決)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲) 静岡県知事
(乙) (宿泊施設等の管理者)

(H24年4月現在)

関係課	関係施設	施設名	所在地	収容可能人員
協定締結施設 環境ふれあい課	ゴルフ場関係施設	愛鷹ジャックスハンドレッドクラブ	沼津市	49
		朝霧ジャンボリーゴルフクラブ	富士宮市	40
観光政策課	公営国民宿舎等	太平洋クラブ御殿場ウエスト	御殿場市	28
		葛城ゴルフクラブ	袋井市	100
		ラフォーレ修善寺&カントリークラブ	伊豆市	1,600
		伊豆湯ヶ島倶楽部	伊豆市	200
		静岡カントリー浜岡コース	御前崎市	100
		伊豆下田カントリークラブ	南伊豆町	70
		浜松市天竜保養センター「若荘」	浜松市天竜区	19
		国民宿舎かわつ	河津町	130
		南伊豆国民休暇村	南伊豆町	250
		国民宿舎伊豆まつさき荘	松崎町	155
長寿政策課	老人保養ホーム	菊川市高齢者センター「小菊荘」	菊川市	40
		国民宿舎奥浜名湖	浜松市北区細江町	120
労働政策課	いこいの家	寿荘	伊豆の国市	130
		おおとり荘	伊豆の国市	130
小		16施設		3,161

なお、県有施設であるので通知によっているが、次の青少年教育施設においても2次的避難者を収容する。

関係課	関係施設	施設名	所在地	収容可能人員
県教育委員会教育総務課	青少年施設	朝霧野外活動センター	富士宮市	200
		焼津青少年の家	焼津市	250
		観音山青少年自然の家	浜松市北区引佐町	200
小		4施設		850
合		計(A)+(B)		4,011

19-4-2 災害時における高齢者福祉施設サービス継続のための連携等に関する協定書
(県福祉指導課)

静岡県老人福祉施設協議会(以下「甲」という。)と静岡県(以下「乙」という。)とは、高齢者福祉施設における災害対策の強化を円滑に推進するため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害が発生した時(以下「災害時」という。)の高齢者福祉施設のサービス継続のため、施設内や地域との連携を促進するとともに、被災施設等への支援体制を構築することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(甲の役割)

第2条 甲は、甲の会員(以下「会員」という。)に対し、次の事項について協力を要請するものとする。

(1) 会員は、静岡県内及び近隣県で介護保険を確保できる同種又は類似の施設(以下「同種施設」という。)間で、施設利用者の受入れや職員派遣等経費資源の融通を内容とした連携協定(以下「連携協定」という。)の締結に努めることと。

(2) 会員は、日頃から地域貢献活動等を通して自治会等と関係を深め、災害時には地域住民からの支援の受入れや避難所生活が困難になった高齢者等(以下「支援者」という。)の受入れ等双方向の連携を行えるように努めること。

(3) 会員は、「災害時に要介護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定書について」(平成8年3月27日付け高附第941号静岡県民生部長通知)に基づき市町との協定について、再締結又は見直しに努めること。

(4) 会員は、災害時において、要介護者の受入れ、職員派遣その他について、乙又は市町から要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。

(5) 会員は、災害時において、連携協定に基づく施設利用者の受入れや職員派遣等を行った場合、甲を通じて乙に報告すること。

(乙の役割)

第3条 乙は、同種施設等での連携協定の締結に係る指導、助言又は調整を行う。

2 乙は、同種施設等での連携協定の締結状況及び災害時における会員の派遣可能な職員数の登録を行う。

3 乙は、災害時において、市町等から介護職員等の派遣要請等があった場合には、甲及び関係機関等との調整を図るものとする。

(相互連携)

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行う等相互連携の強化に努めるものとする。

2 乙は、会員が第2条の協力を効果的に実施できるよう、近隣県、県内各市町及び関係機関に対して当該協定の締結について周知するものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に關して疑義が生じた場合は、その都度甲乙間において協議するものとする。

(有効期間)

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年3月7日

甲 静岡市葵区駿府町1番70号

静岡県老人福祉施設協議会

会長 石川 三哉

乙 静岡市葵区迫手町9番6号

静岡県健康福祉部長

池谷 亨士

災害時における老人保健施設サービス継続のための連携等に関する協定書

静岡県老人保健施設協会（以下「甲」という。）と静岡県（以下「乙」という。）
とは、老人保健施設における災害対策の強化を円滑に推進するため、次のとおり協定
を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した時（以下「災害時」という。）の老人保健施設
のサービス継続のため、施設間や地域との連携を促進するとともに、被災施設等へ
の支援体制を構築することに關し、必要な事項を定めるものとする。

（甲の役割）

第2条 甲は、甲の会員（以下「会員」という。）に対し、次の事項について協力を
要請するものとする。

(1) 会員は、静岡県内及び近隣県で介護環境を確保できる同種又は類似の施設（以
下「同種施設」という。）間で、施設利用者の受入れや職員の派遣等経営資源
の融通を内容とした連携協定（以下「連携協定」という。）の締結に努めるこ
と。

(2) 会員は、日頃から地域貢献活動等を通して自治会等と関係を深め、災害時に
は、地域住民からの支援の受入れや避難所生活が困難になった高齢者等（以下「要
援護者」という。）の受入れ等双方向の連携を行えるように努めること。

(3) 会員は、市町との間で、災害時に要援護者の避難施設として施設を使用する
ことに関する協定の締結に努めること。

(4) 会員は、災害時において、要援護者の受入れ、職員の派遣その他について、
乙又は市町から要請があった場合には、できる限り受諾するよう努めること。

(5) 会員は、災害時において、連携協定に基づき施設利用者の受入れや職員の派
遣等を行った場合、甲を通じて乙に報告すること。

（乙の役割）

第3条 乙は、同種施設間での連携協定の締結に係る指導、助言又は調整を行う。

2 乙は、同種施設間での連携協定の締結状況及び災害時における会員の派遣可能な
職員数の登録を行う。

3 乙は、災害時において、市町等から介護職員等の派遣要請等があった場合には、
甲及び関係機関等との調整を図るものとする。

（相互連携）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行
う等相互連携の強化に努めるものとする。

2 乙は、会員が第2条の協力を効果的に実施できるよう、近隣県、県内各市町及び
関係機関に対して当協定の締結について周知するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に關して異議が生じた場合は、その
都度甲乙間において協議するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書に
よる終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ
1通を保有する。

平成26年3月17日

甲 富士市大淵3901-1

静岡県老人保健施設協会

会長

中島一彦

乙 静岡市葵区迫手町9番6号

静岡県健康福祉部長

宮城島好史

19-5-3 災害時における情報伝達要請に関する協定

(県障害福祉課)

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、静岡県知事石川嘉延（以下「甲」という。）が、株式会社レスキューナウ・ドット・ネット代表取締役市川啓一（以下「乙」という。）に聴覚障害のある人向けの情報伝達を行うことを求める時の手続等を定めるものとする。

(情報伝達の要請)

第2条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第55条の規定に基づく通知又は要請について、災害のため公衆電気電信設備、有線電気通信設備若しくは無線設備により通信できない場合又は著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要がある時は、乙に情報伝達を行うことを求めることができる。

(要請の手続)

第3条 甲は、乙に次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- (1) 情報伝達要請の理由
- (2) 情報伝達事項
- (3) 希望する情報伝達日時及び配信系統
- (4) その他必要な事項

(情報伝達の実施)

第4条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して主に聴覚障害のある人向けに伝達することとし、甲及び聴覚障害のある受信者からは伝達料を徴収しないものとする。

(情報の取扱い)

第5条 乙は、甲から伝達の要請を受けた情報について、本協定の適用する目的以外に用いてはならない。

(連絡責任者)

第6条 第3条に掲げる事項の伝達及びこれに関する連絡の確実、円滑化を図るため、静岡県総務部防災局長及び乙を連絡責任者とする。

(雑則)

第7条 この協定実施に関し、必要な事項は甲及び乙が協議して定めるものとする。

第8条 この協定は、平成14年5月1日から適用する。

この協定の成立を証するため当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成14年5月1日

(甲) 静岡県追手町9番6号
静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 東京都品川区西五反田5-6-3
株式会社レスキューナウ・ドット・ネット
代表取締役 市川 啓一

(注) 同様の協定を特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構及び静岡県聴覚障害者情報センターとも平成17年12月6日に締結している。

静岡土木事務所長(以下「甲」という。))と静岡中央郵便局長(以下「乙1」という。)、静岡南郵便局長(以下「乙2」という。)、静岡西郵便局長(以下「乙3」という。))及び東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会静岡市連絡会長(以下「乙4」という。))とは、公共土木施設等における被害情報提供に関して、次のとおり地区覚書を締結する。

(目的)

第1条 この地区覚書は、静岡市内の公共土木施設等に関して、「甲」と「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」が相互に協力して公共土木施設等を常時良好な状態に維持し、県民生活の安全を確保し、もって地域社会の発展に資することを目的とする。

(通報範囲)

第2条 この地区覚書を適用する通報範囲は、静岡市内における公共土木施設等で、「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」に所属する郵便局職員等が業務中に知り得た範囲のものとする。

(通報内容)

第3条 通報内容は道路の陥没・亀裂・舗装状態・側溝破損・防護柵の異常・河川の水質汚濁・護岸の破損・堤防の漏水・土砂災害の前兆現象等の公共土木施設等の異常とする。

(通報方法)

第4条 「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」においては別記に定める連絡系統により、関係機関へ電話又はFAXで通報する。また、連絡票は別に定める。

(連絡系統における市町村の介在)

第4条の1 連絡系統には、第一報の通報を受ける介在機関(以下「介在市町村」という。))として、既に静岡市長と静岡中央郵便局長、静岡南郵便局長、静岡西郵便局長及び東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会静岡市連絡会長との間に「災害等支援協力に関する覚書」を締結している静岡市(担当:維持管理課)に置くものとする。

(介在市町村の役割)

第4条の2 「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」からの通報を受けた「介在市町村」は、「甲」の管轄する箇所に係る通報について通報の内容を「甲」に連絡するものとする。

(介在市町村の承諾)

第4条の3 「甲」は通報に介在する「介在市町村」と別途承諾書を取り交わすものとする。

(通報時の対応)

第5条 「甲」は通報を受けたときは、迅速に必要な処置を検討した上、適切に対処するものとする。

(事後の措置)

第6条 「甲」は通報に対する措置について、必要に応じ「乙1」「乙2」「乙3」「乙4」及び「介在市町村」に報告を行うものとする。

(実施時期)

第7条 この地区覚書は、平成14年11月27日から効力を有するものとする。

(疑義の解決)

第8条 この地区覚書に定めのない事項及びこの覚書に関する疑義が生じたときは、その都度、「甲」と「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」が協議して定めるものとする。

この地区覚書を証するため本書5通を作成し、「甲」と「乙1」「乙2」「乙3」及び「乙4」がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成14年11月27日

「甲」 静岡県静岡土木事務所長

長江元義

「乙1」 静岡中央郵便局長

高橋政一

「乙2」 静岡南郵便局長

井口聖彦

「乙3」 静岡西郵便局長

鈴木探

「乙4」 東海郵政局管内特定郵便局長業務推進連絡会静岡市連絡会会長

八木利夫



19-5-5 防災への取り組みに関する協定書

(県危機政策課)

静岡県（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及ぶような大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するたため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第1条（災害対応サービス）

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙1に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2. Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及ぶような災害等が生じた場合、その数量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第2条（本件協力）

1. 甲は、甲の地域および住民に深刻な影響が及ぶような災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

- (1) 甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報（以下「本件情報」といいます）を提供すること。
- (2) 災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。
- (3) 災害対応サービスについての広報に協力すること。
- (4) その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2. 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の数量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を Google に対して負うことはなく、また、その数量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。

(20130115 協定書)

3. 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙2の条件に従います。

第3条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙3の条件に従うものとします。

第4条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第5条（期間等）

1. 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により終了の通知をしない限り、同一の条件で1年間自動的に更新されるものと、以後、同様とします。

2. 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。

3. 本協定書が終了した後も、第3条、第4条、本項および第6条ならびに別紙2第3条および第4条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Google は、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第6条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

(20130115 協定書)

以上の合意を証するため、両当事者は本協定書を締結します。

別紙1

Google Ireland Limited

(Authorized Signature)

(Name)

(Title)

(Date)

静岡県

(署名)

(氏名)

(肩書)

(日付)

<災害対応サービスの例>

本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、以下に記載するものがあります。

- (1) Google パーソナルファインダー（被災地における安否情報発信・検索）
- (2) 避難所情報・避難ルートおよびハイザードマップの地図サービス
- (3) ガス・水道・道路など、各種ライフラインの状況についての地図サービス

2013年9月2日

<本件情報提供の条件>

甲が、本協定書の規定に従い、甲が本件情報を乙に提供する場合は、以下によるものとします。

第1条 本件情報ならびに本件情報の提供および利用の目的

1. 甲が本協定書に基づいて乙に提供する本件情報は、甲が保有または管理する乙に提供できる情報のうち、以下のイ、またはロ、に該当する情報とします。なお、イ、に該当する情報がある場合でも、ロ、により他の情報を追加することができます。

イ、本別紙2末尾に記載する情報（該当する場合のみ）

ロ、甲が本協定書に基づき乙に提供することをその裁量により随時決定する災害対応サービスに関連する情報

2. 目的：Google による災害対応サービスの開発、実施および広報ならびにそれらに関連する事項

第2条 利用条件

Google は、第1条に記載する目的で、以下の条件で本件情報を利用できるものとします。

イ、地域的制限：全世界

ロ、対価：無償

ハ、利用範囲：

(1) Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること（なお、本件情報を利用または加工して製品やサービスを開発することを含まず）。

(2) Google のパートナーが、Google の製品またはサービスに関連して本件情報を利用すること。なお、Google のパートナーとは、Google との契約に基づいて、Google の製品やサービスを内部で利用したり、または、エンド・ユーザーに表示する第三者をいい、Google のAPIを使用するソフトウェアの開発者や、自らのウェブ・サイト上において Google の製品やサービスを提供するパートナー（例えば、ポータル・サイトやニュース・サイト、その他の一般的な情報サイトなど）を含みます。

(3) エンド・ユーザーが Google の製品またはサービスの利用に関連して本件情報を利用すること

(4) (1) から (3) に掲げる事項に付随または関連して本件情報を利用すること。

二、確認事項：Google は、本件情報を受領した場合でも、本件情報を利用した製品またはサービスを提供したり、特定の製品またはサービス上で本件情報を表示または提供する義務を負うものではありません。

第3条 終了時の取り扱い

1. 本協定書が終了した場合、次項の場合を除き、Google は、本件情報の Google の製品またはサービス上での表示を120日以内に終了するために商業上合理的な努力を払うものとします。

2. 本協定書の期間中に本件情報が Google の製品やサービスを表示する固定的な媒体に含まれた場合（例えば、Google の製品やサービスのスクリーンショットやデモを収録したビデオがテレビで放映されたり、印刷媒体に掲載されたり、CD、DVD などの固定的な媒体に記録されたとき）には、かかる利用は、本協定書の終了後も引き続き認められるものとします。

第4条 責任の制限

甲および乙は、本別紙2に定める条件に従って行う本件情報の提供および利用により相手方に損害が生じたとしても、相手方に対して何らの責任を負わないものとします。

以上

<末尾>

被害総括情報（消防庁4-2）
災害対策本部等設置情報
避難所開設情報
避難勧告等発令状況

<秘密保持義務の条件>

第1条 (秘密情報)

「秘密情報」とは、本協定書に基づき（又は関して）、一方当事者により（又は一方当事者を代理して）相手方当事者に対し開示された情報であって、秘密の表示がなされているか、当該状況においては開示当事者の秘密情報であると通常、考えられる情報を意味するが、いかなる場合においても、秘密情報には、受領者にとり既知である情報、受領者の落ち度によらず公知となった情報、受領者が独自に開発した情報、又は第三者により受領者に対し適法に提供された情報は含まれません。

第2条 (守秘義務)

秘密情報の受領者はかかる秘密情報を開示してはなりません。但し、当該秘密情報を知る必要がある関連会社、従業員、代理人及び専門的アドバイザーであって、書面により、当該秘密情報の機密性を保持することに同意した者（専門的アドバイザーの場合は、その他の態様により、当該秘密情報機密性を保持する義務を負う者）についてはこの限りではありません。受領者は、前記の個人又は団体が、当該秘密情報を本協定書に基づく権利の行使または義務の履行目的に限定して、かつ、当該秘密情報の保護のために合理的な注意をしつつ、これを使用するよう確実を期すものとして、かつ、当該秘密情報の保護のために合理的な注意をしつつ、これを使用するよう確実を期すものとして、法により要請される場合、開示者への合理的な通知（かかる通知が法により許容される場合）を行った後に、秘密情報を開示することができます。

以上

19-6-1 災害時の医療救護活動に関する協定書(労働福祉事業団)

(県地域医療課)

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と労働福祉事業団(以下「乙」という。))とは、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画に基づき甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(労働災害、航空機事故等)を含むものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、静岡県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で必要があると認める場合には、乙に対し、医療救護班の編成及び乙の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の避難所及び医療救護施設(救護所、救護病院、仮設救護病院及び仮設診療室をいう。)等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

(医療救護活動計画に関する指針の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、医療救護活動に関する指針を策定し、これを甲に提出する。

(医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する医療救護班は、市町村が、災害現場等に設置する避難所及び医療救護施設において、医療救護を行なうことを原則とする。

- 1 重症患者、中等傷患者の振り分け
- 2 傷病者に対する応急処置又は処置
- 3 傷病者の収容機関への転送の要否及び転送順位の決定
- 4 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- 5 その他必要な事項

(医療従事者に対する現場における指示等)

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町村長又は避難所及び医療救護施設の管理者が行うものとする。この場合、市町村長又は避難所及び医療救護施設の管理者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

(医療救護班の輸送等)

第6条 甲は、医療救護班の輸送、通信の確保その他医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

2 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等については、当該医療救護班が携行するもののほか、市町村長又は避難所及び医療救護施設の管理者がその供給について必要な措置を講ずるものとする。

(細目)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施の実施に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ甲乙協議して調整するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示のないときは、有効期間満了の日から起算して1年間の協定は延長され、その後また同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成9年2月27日

(甲) 静岡市温手町9-6

静岡県知事 石川嘉延

(乙) 東京都千代田区神田小川町2-5

労働福祉事業団 理事長 若林之矩

19-6-2 災害時の医療救護活動に関する協定書（(社)静岡県医師会）

(県地域医療課)

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県（以下「甲」という。）と社団法人静岡県医師会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び静岡県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。
3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。
(県内における医療救護活動への協力)

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、医師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護棟及び避難所等（以下「医療救護施設」という。）に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づき医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づく医療従事者の派遣とみなす。

(医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣)

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認められたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対し医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得る。
(医療救護活動計画)

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

(医療従事者の業務)

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 診察（トリアージを含む。）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容
- (4) 死体の検案
- (5) その他必要な事項（医療従事者に対する派遣先における指示等）
(指揮命令)

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。
(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療従事者の輸送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。
(医薬品等の供給)

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。
(報告)

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供出した医薬品等（医療従事者の携行品を含む。）を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したものである。

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。
(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和37年静岡県条例第49号）又は静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。
(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付で締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県医師会長 岡田幹夫

19-6-3 災害時の医療救護活動に関する協定書(社)静岡県看護協会

(県地域医療課)
 災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と社団法人静岡県看護協会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)及び静岡県地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含む。

3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

(県内における医療救護活動への協力)

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合には、乙に対し、看護師等(以下「医療従事者」という。)の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等(以下「医療救護施設」という。)に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づき医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づき医療従事者の派遣とみなす。

(医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣)

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認められたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができ、ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得るものとする。

(医療救護活動計画)

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

(医療従事者の業務)

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

(1) トリアージ

(2) 傷病者に対する応急看護及び看護

(3) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容

(4) その他必要な事項

(指揮命令)

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

(医薬品等の供給)

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行

するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等(医療従事者の携行品を含む。)を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したものである。

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体から支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体から支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)又は静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県看護協会長 榎葉由枝

19-6-4 災害時の医療救護活動に関する協定書(社)静岡県歯科医師会

(県地域医療課)
 災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と社団法人静岡県歯科医師会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)及び静岡県地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が災害時に医療救護活動に対する乙の協力に關し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含む。

3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

(県内における医療救護活動への協力)

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、歯科医師等(以下「医療従事者」という。)の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等(以下「医療救護施設」という。)に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づき医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づき医療従事者の派遣とみなす。

(医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣)

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認められたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるようを図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができ、ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得るものとする。

(医療救護活動計画)

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

(医療従事者の業務)

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (2) 死体の検案
- (3) その他必要な事項

(指揮命令)

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が指定する者が行う。

(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他の医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

(医薬品等の供給)

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等(医療従事者の携行品を含む。)を使用した場合の実費

(3) 前各号に該当しない費用であつて、この協定の実施のために要したものの

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなつた場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)又は静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第3、4条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に關して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に關する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から向らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

(甲) 静岡県 知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県歯科医師会長 大久保満男

19-6-5 災害時の医療救護活動に関する協定書（(公社)静岡県病院協会）

（県地域医療課）

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県（以下「甲」という。）と公益社団法人静岡県病院協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。）及び静岡県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故（大規模な車両事故、航空機事故等）を含む。

3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。（県内における医療救護活動への協力）

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に対し、医師、看護師等（以下「医療従事者」という。）の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護棟及び運搬所等（以下「医療救護施設」という。）に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により、第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づき医療従事者の派遣とみなす。（医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣）

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認められたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝え救護活動が円滑にできるように図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得る。（医療救護活動計画）

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

（医療従事者の業務）

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

(1) 診察（トリアージを含む。）

(2) 傷病者に対する応急処置及び医療

(3) 傷病者の医療救護施設等及び医療機関への収容

(4) 死体の検案

(5) その他必要な事項

（指揮命令）

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先自治体が指定する者が行う。

（医療従事者の輸送）

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

（医薬品等の供給）

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等の管理者が必要な措置を講ずる。

【資料編Ⅰ】

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

（報告）

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

（費用）

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

(1) 医療従事者の派遣に要する費用

(2) 乙が供給した医薬品等（医療従事者の携行品を含む。）を使用した場合の美観

(3) 前各号に該当しない費用であって、この協定の実施のために要したるもの

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。（損害補償）

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和7年静岡県条例第9号）又は静岡県地震対策推進条例（平成8年静岡県条例第1号）第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。（実施細目）

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議の解決）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

（協定の適用）

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は破棄する。

3 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後もまた同様とする。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成18年3月24日

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 公益社団法人静岡県病院協会長 平賀聖悟

19-6-6 災害時の医療救護活動に関する協定書(社)静岡県薬剤師会

(県地域医療課)
 災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と社団法人静岡県薬剤師会(以下「乙」という。)との間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)及び静岡県地域防災計画(以下「防災計画」という。)に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含む。

3 乙は、関係団体等に対し、第1項に定める医療救護活動が円滑に行われるよう、必要な調整を行う。

(県内における医療救護活動への協力)

第2条 甲は、救助法及び防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認められる場合には、乙に対し、薬剤師等(以下「医療従事者」という。)の派遣を要請する。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、速やかに医療従事者を、災害現場等の救護所、救護病院、仮設救護病院、仮設救護病棟及び避難所等(以下「医療救護施設」という。)又は医薬品備蓄センター、広域物資拠点及び緊急物資集積所等(以下「医薬品集積所」という。)に派遣する。

3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により第1条第1項に基づく医療救護活動を実施する必要があると認められたときは、乙の判断により医療従事者を、前項に規定する医療救護施設等又は医薬品集積所へ派遣する。

4 乙は、前項の規定により医療従事者を派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得る。この場合には、甲が承認した医療従事者の派遣は、甲の要請に基づき医療従事者の派遣とみなす。

(医療従事者の他県からの受入及び他県への派遣)

第3条 甲は、災害により、県内の医療従事者のみでの救護活動が困難と認められたときは、他県に医療従事者の派遣を要請し、乙にその旨を伝える救護活動が円滑にできるように図る。

2 甲は、他県からの支援要請により、乙に対して医療従事者の派遣を要請することができる。

3 乙は、他県の災害に際し、医療救護活動が必要と認められるときは、甲の承認を得て医療従事者を他県に派遣することがきる。ただし、緊急やむを得ない場合は、医療従事者の派遣後、速やかに甲の承認を得る。

(医療救護活動計画)

第4条 乙は、前2条に定める医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

2 乙は、前項の医療救護活動計画の策定にあたっては、関係団体との密接な連携のもとに行う。

(医療従事者の業務)

第5条 医療従事者の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤業務
- (2) 医療救護施設等における医薬品等の管理
- (3) 医薬品集積所における医薬品等の管理
- (4) その他必要な事項(指揮命令)

第6条 乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者に対する県内の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、市町長又は医療救護施設等若しくは医薬品集積所の管理者が行う。この場合、市町長又は医療救護施設等若しくは医薬品集積所の管理者は、乙が派遣する医療従事者及び他県から派遣された医療従事者の意見を尊重する。

2 乙が他県に派遣する医療従事者に対する派遣先の自治体の現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は派遣先の自治体が行う。

(医療従事者の輸送)

第7条 甲は、医療従事者の搬送、通信の確保及びその他の医療救護活動の円滑な実施について必要な措置を講ずる。

(医薬品等の供給)

第8条 県内の現場において医療従事者が使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、市町長又は医療救護施設等若しくは医薬品集積所の管理者が必要な措置を講ずる。

2 乙が他県に派遣する医療従事者が派遣先の自治体の現場において使用する医薬品等については、当該医療従事者が携行するもののほか、派遣先の自治体が指定する者が必要な措置を講ずる。

(報告)

第9条 乙は、派遣した医療従事者の医療救護活動を記録し、甲に報告する。

2 乙は派遣した医療従事者に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(費用)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が支払う。

- (1) 医療従事者の派遣に要する費用
- (2) 乙が供給した医薬品等(医療従事者の携行品を含む。)を使用した場合の美費
- (3) 前各号に該当しない費用であった、この協定の実施のために要したもので

2 前項に定める費用の内容については、甲乙協議の上、別に定める。

3 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

4 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る費用は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が乙に支払う。

5 前2項の場合において医療従事者に係る費用を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(損害補償)

第11条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した医療従事者が救護活動を実施した場合、乙の医療従事者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害を有することとなった場合は、救助法、災害応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)又は静岡県地震対策推進条例(平成8年静岡県条例第1号)第34条第1項に基づき補償する。

2 甲は、第3条第2項の要請に基づき乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

3 甲は、第3条第3項の規定により乙が他県に派遣した医療従事者に係る損害補償は、派遣先の自治体において負担するよう要請し、派遣先の自治体が医療従事者に損害を補償する。

4 前2項の場合において医療従事者に係る補償を派遣先の自治体が負担しない場合は、第1項の規定を適用する。

(実施細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議の解決)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第14条 この協定は、平成18年3月24日から適用する。

2 本協定発効と同時に平成9年12月25日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定は廃棄する。

3 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、平成18年3月24日から1年間とする。ただし、協定期間の満了する1か月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間、協定期間が延長され、その後また同様とする。

平成18年3月24日

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

(甲) 静岡県知事 石川嘉延

(乙) 社団法人静岡県薬剤師会 会長 齊藤文昭

〔資料編Ⅰ〕

19-6-7 災害時の医療救護活動に関する協定書(特定非営利活動法人日本災害医療支援機構)

災害時における医療救護活動の万全を期するため、静岡県(以下「甲」という。)と特定非営利活動法人日本災害医療支援機構(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画及び静岡県医療救護計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項に規定する災害には、集団的に傷病者が発生する重大な事故(大規模な車両事故、航空機事故等)を含むものとする。

(医療救護班の派遣)

第2条 甲は、静岡県地域防災計画及び静岡県医療救護計画に基づき、医療救護活動を実施する上で必要があると見とめる場合は、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、重症患者を県外搬送するための広域搬送拠点及び災害拠点病院等に派遣するものとする。

(医療救護活動計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、医療救護活動計画を策定し、これを甲に提出する。

(医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する医療救護班は、重症患者を県外搬送するための広域搬送拠点及び災害拠点病院等において、医療救護を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) トリアージ
- (2) 傷病者に対する応急処置及び医療
- (3) 傷病者の収容機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案
- (5) その他必要な事項

(医療救護班に対する現場における指示等)

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する現場における指示及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療救護班の輸送等)

第6条 甲は、医療救護班の搬送、通信の確保及びその他医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(費用弁償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は甲が負担する。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用
- (2) 救護班が携行した医薬品等を使用した場合の費用
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものと

〔資料編Ⅰ〕

(細目)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、甲又は乙から協定の有効期間満了の日の1か月前までに特段の意志表示のない場合は、引き続き1年間、協定の有効期間が延長され、その後もまた同様とする。

(疑義の解釈等)

第10条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成15年2月21日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成15年2月21日

(甲)静岡県知事 石川 嘉延

(乙)特定非営利活動法人日本災害医療支援機構
理事長 島崎 修次

19-6-8 災害時等の航空機による医療搬送等業務の協力の協定

(県地域医療課)

静岡県を甲とし、財団法人日本救急医療財団を乙として、甲乙間において、次の条項において、航空会社の保有する航空機による災害時等の医療搬送等業務(以下「本業務」という。)の協力に関する協定を締結する。

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、静岡県地域防災計画等に基づいて行う本業務を甲と乙とが協力して実施し、被災者等の救援活動を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

(協力要請)

第2条 甲は、被害が発生し、甲のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、乙が別途協定を締結した航空会社(以下「指定航空会社」という。))に対し、乙に代わり、本業務等の協力を要請することができる。

(指定航空会社の通知)

第3条 乙は、あらかじめ甲に対し指定航空会社名等を通知するものとする。

(業務の指示)

第4条 甲は、災害の状況に応じて静岡県地域防災計画等に基づいて本業務を実施するため、乙に代わり、指定航空会社に対し、日時、場所等を指定して航空機の運航を指示することができる。

2 乙は、指定航空会社に対し、甲から指示があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し航空機等の提供を行わせるものとする。

3 甲は、前2項に係る業務の実施について問題が生じたとき、乙に判断するときは、乙に対してその改善を申し入れることができる。

(業務内容)

第5条 乙は、指定航空会社に対し、甲の要請又は指示により提供した航空機等によって、甲の指示する次の業務を行わせるものとする。

- (1) 傷病者、医療従事者、医薬品、医療資器材、食料品、飲料水等の搬送
- (2) その他甲乙協議して合意した人員、物資等の搬送

(航空保険)

第6条 乙は、指定航空会社に対して、航空保険(機体、第三者・乗客包括賠償責任保険)に加入させるものとする。

(費用負担)

第7条 甲又は乙の要請又は指示により、指定航空会社が実施した本業務に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 航空機運航に係る経費
- (2) その他本業務遂行に必要な経費

2 前項第1号の定めによる費用弁償等の額については、国土交通大臣に届け出た航空運送事業に係る運賃料金における当該提供機種の賞切運賃に、本業務に要した時間を乗じて得た額とする。本業務に要した時間については、航空機が指定航空会社の定常基地を出発してから戻るまでの合計飛行時間を算定するものとする。

3 前項の本業務に要した時間については、1時間以下の場合には1時間とし、1時間を超えた場合は30分を単位として超えた時間を算定するものとする。

(損害賠償)

第8条 本業務の実施に伴い、乙が甲に損害を与えた場合の損害賠償額は、指定航空会社が加入する航空保険の保険金額を限度とする。

(災害補償)

第9条 甲は、指定航空会社等の職員がこの協定に基づく業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、乙の求めに応じ、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例(昭和37年静岡県条例第49号)に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(協定の有効期間及び解除)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から2年間とする。ただし、甲又は乙から協定の終期1か月前までに特段の意思表示がない場合は、引き続き2年間、協定の有効期間が延長されたものとみなす。

2 甲又は乙は、必要があるときは、甲乙協議の上、この協定を解除することができる。

(疑義の解釈等)

第11条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成14年1月17日から施行する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年1月17日

(甲) 静岡市追手町9番6号

静岡県

代表者 静岡県知事 石川 嘉延

(乙) 東京都文京区湯島三丁目37番4号

財団法人日本救急医療財団

理事長代理 副理事長 渡辺 泰次

19-6-9 静岡DMATの出勤に関する協定(静岡DMAT指定病院)

(県地域医療課)
静岡県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、静岡DMAT設置運営要綱(以下「要綱」という。)第3条第2項に基づき、次のとおり静岡DMATの出勤に関する協定を締結する。

- (目的)
- 第1条 この協定は、災害等の急性期に、静岡DMATが被災現場等に出動し、迅速な医療救護活動を行うことにより、重篤な救急患者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図ることを目的とする。
- (出動要請等)
- 第2条 甲は、次の各号に掲げる出動基準に基づき、乙に対し、静岡DMATの出動を要請するものとする。
- (1)県内において、災害等により20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合
- (2)国又は他都道府県から静岡DMATの出動要請があった場合
- (3)前号に定める場合のほか、緊急性があり、静岡DMATが出動し対応することが必要であると認められる場合
- 2 乙は、甲からの要請を受け、静岡DMATの出動が可能と判断した場合には、速やかに甲にその旨を連絡するとともに、甲の指示に従い静岡DMATを出動させるものとする。
- 3 乙は、前項に定める場合のほか、災害現場に出動した消防機関等の長からの情報提供等や県と連絡がとれない等の緊急やむを得ない場合で、自ら被害状況を収集し、要綱第5条の出動基準に該当する災害が発生したと判断した場合は、甲の要請を待たずに静岡DMATを出動させることができる。
- 4 前項の場合において、乙は、出動後速やかに甲に報告し、その承認を得なければならぬ。
- 5 前項の規定により甲が承認した静岡DMATの出動は、甲の要請に基づき出動とみなす。
- 6 甲は、静岡DMATの出動要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、業務及び現場の状況等の情報を乙に伝えるものとする。
- 7 現場での活動が終了した後、乙は「静岡DMAT・医療救護班活動記録報告書」(要綱別記様式第3号)により当該終了の日から7日以内に甲に報告するものとする。

(指揮命令系統等)

第3条 静岡DMATは、現地災害対策本部の医療救護責任者又は災害拠点病院等の指揮下に入って活動するものとする。

2 静岡DMATの出動が要綱第5条第2号の出動要請に基づくものである場合は、当該出動要請をした国又は他都道府県の静岡DMAT受入に係る体制の中で活動するものとする。

(身分)

第4条 静岡DMATの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

- 第5条 静岡DMATの活動は、次の各号に掲げるものとする。
- (1)病院支援活動(災害拠点病院等での患者の治療等)
- (2)地域医療搬送活動(被災地内における患者搬送中の診療等)
- (3)現場活動(消防機関等との連携による情報の収集及び伝達、トリアージ、救急医療等)
- (4)広域医療搬送活動(重症患者を被災地外に航空機等を用い搬送する際のSCU及び県外搬送航空機内における診療等)
- 2 静岡DMATは、前項の活動にあたっては、移動、医薬品等の医療資器材、生活手段等を自ら確保(調達)しながら当該活動を継続して行うことを基本とする。

(費用弁償等)

第6条 甲の要請に基づき乙が出動させた静岡DMATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。ただし、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除く。

- 静岡DMATの派遣に要する経費(日当、時間外勤務手当、旅費)
- 静岡DMATが携行した医薬品等を使用した場合の薬費
- 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費(災害救助法適用時の実費弁償)

第7条 甲の要請に基づき乙が出動させた静岡DMATが、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)第24条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、前条の規定にかかわらず甲は、救助法第33条及び同法施行令第11条の定めるところにより費用を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第8条 静岡DMATの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した静岡DMATの隊員が、第5条に規定する活動中の事故により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除き、甲が加入する傷害保険により補償する。

(医療従事者賠償責任への補償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した静岡DMATの隊員が、第5条に規定する活動中に行った医療行為により、患者への損害賠償責任が生じた場合は、その損害が当該業務に従事した静岡DMAT隊員の故意又は重大な過失による場合を除き、甲が賠償の責めに任ずる。

(体制の整備)

第11条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡・派遣体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成 年 月 日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県知事 川 勝 平 太

乙 (住 所)△△△△△△△△
(機関名称等)××××××××
(氏 名)〇〇〇〇〇〇〇〇

19-6-10 静岡DPATの活動に関する協定書

(県障害福祉課)

静岡県(以下「甲」という。))と●●病院(以下「乙」という。))とは、静岡DPAT設置運営要綱(以下「要綱」という。))第3条第2項に基づき、次のとおり静岡DPAT(Disaster Psychiatric Assistance Team:災害派遣精神医療チーム)の活動に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の要請に基づき、乙が出勤させる静岡DPATが被災現場等に出勤して行う精神科医療の提供及び精神保健活動の支援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(出動要請等)

第2条 甲は、次の各号に掲げる出動基準に基づき、乙に対し、静岡DPATの出動を要請するものとする。

- (1)県内において、災害等により精神科医療の低下や精神保健活動の需要が見込まれる場合
 - (2)国又は他都道府県等から静岡DPATの出動要請があった場合
 - (3)前号に定める場合のほか、静岡DPATが出勤し対応することが必要であると知事が認めた場合
- 2 乙は、要綱第9条第1項に基づく甲からの要請を受け、静岡DPATの出動が可能と判断した場合には、要綱第9条第2項に基づき、速やかに甲にその旨を報告し、甲の指示に従い静岡DPATを出動させるものとする。
- 3 甲は、静岡DPATの出動要請を行う際には、関係機関と調整のうえ、業務及び現場の状況等の情報の収集に努め、乙に提供するものとする。
- 4 乙は、現場での活動の状況を適宜、甲に報告し情報の共有化に努めるほか、活動終了後7日以内に、要綱第10条第6項に定める「静岡DPAT活動記録報告書」を甲に提出するものとする

(指揮命令系統等)

第3条 静岡DPATは、被災都道府県のDPAT調整本部の指揮下に置かれ、関係機関と連携し、活動を行うものとする。

(身分)

第4条 静岡DPATの活動をする者の身分については、乙の管理下にあるものとする。

(活動)

第5条 静岡DPATの活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1)被災した地域精神科医療機関の機能の補完
- (2)避難所や在宅の精神疾患を持つ被災者への適切な精神科医療の継続的な提供
- (3)災害のストレスによって新たに生じた精神的問題を抱える一般住民への対応
- (4)支援者(地域の医療従事者、救急隊員、行政職員等)の支援
- (5)その他必要な業務

2 静岡DPATは、被災地域の精神保健医療ニーズの把握に努め、被災地域で活動する他の災害保健医療体制と連携して、支援活動を行う。

3 活動に当たっては、厚生労働省(DPAT事務局)が作成するDPAT活動要領や活動マニュアル、要綱等に準拠する。

4 静岡DPATは、移動、医薬品等の医療資器材の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。

(費用弁償等)

第6条 甲の要請に基づき乙が出勤させた静岡DPATが、前条に定める活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が弁償するものとする。ただし、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除く。

(1)静岡DPATの出動に要する経費(時間外勤務手当、旅費)

(2)静岡DPATが携行した医薬品等を使用した場合の実費

(3)前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

(災害救助法適用時の実費弁償)

第7条 甲の要請に基づき乙が出勤させた静岡DPATが、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。))第7条の規定による救助に関する業務に従事した場合には、前条の規定にかかわらず甲は、救助法第7条の定めるところによりその実費を弁償するものとする。

(待機に係る費用)

第8条 静岡DPATの待機に要する費用は、甲からの要請の有無にかかわらず乙の負担とするものとする。

(損害賠償)

第9条 甲は、甲の要請に基づき、乙が派遣した静岡DPATの構成員が、第5条に規定する活動中の事故により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲が他の者に費用負担を要請し、その者が費用負担した場合を除き、甲が補償する。

(医療従事者賠償責任への補償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した静岡DPATの構成員が、第5条に規定する活動中に行った医療行為により、患者への損害賠償責任が生じた場合は、その損害が当該業務に従事した静岡DPAT構成員の故意又は重大な過失による場合を除き、甲が賠償の責めに任ずる。

(体制の整備)

第11条 乙は、災害時に迅速な対応がとれるよう、組織内の連絡、派遣体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成 29年3月 23日

甲 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 川勝 平太

乙 静岡県●●市●●●●番地

●●●●●●●●●●病院

●●●●●●●●●●

19-6-11

災害時における心のケアに関する協定

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県臨床心理士会（以下「乙」という。）とは、災害時における心のケアに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東海地震等大規模地震が発生した場合において、避難所等における心のケア対策を実施するために、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、災害が発生し、次条に掲げる業務を遂行する必要があるときには、乙に対して協力を要請し、乙の会員は、可能な限りこの要請に応じる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行う。ただし、文書をもって要請する時間がないときは口頭で要請し、その後速やかに文書を交付する。

（業務の内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対して協力を要請する業務は次の内容とする。

- (1) 救援業務を行う保健師等（以下「保健師等」という。）が被災者に対して行う心のケアに関する専門的な技術支援
- (2) 保健師等に対する心のケア支援
- (3) その他必要な業務

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により第3条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告する。

（防災訓練等）

第5条 甲及び乙は、甲又は乙がこの協定の实效性を確保するため防災訓練等を実施する場合は、業務に支障がない範囲で協力する。

（費用負担）

第6条 乙が第3条に規定する協力業務を行うために費用を要した場合は、乙がこれを負担する。

（災害補償）

第7条 甲は、この協定に基づく業務の実施により、当該業務に従事した乙の会員が当該業務のために損害を被った場合、又は他人に損害を加えた場合は、静岡県地震対策推進条例第34条の規定に基づき、その損害を補償する。

（市町長協定との調整）

第8条 乙が県内市町長と同様の協定を締結している場合は、市町長との協定を優先する。

（協定の変更）

第9条 この協定を変更する必要があるが生じた場合は、甲、乙協議して定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期間）

第11条 この協定は、平成22年10月13日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

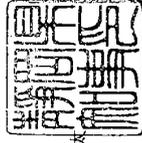
この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成 22 年 10 月 13 日

(甲) 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県知事 川勝 平太

(乙) 静岡県葵区駿府町1-12



静岡県臨床心理士会
会長 福水 博

19-6-12 災害時における福祉人材の派遣協力等に関する協定

(県地域福祉課)

災害時に必要とされる福祉人材を確保するため、静岡県（以下「甲」という。）と静岡県災害福祉広域支援ネットワーク（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)が適用される程度の災害が発生し、かつ、広域的支援が必要とされる場合に、乙による被災地において不足する福祉人材の派遣を実施する際に必要な事項を定める。

(派遣協力の内容)

第2条 乙による派遣協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 災害発生時に被災自治体における避難所や福祉避難所等へ静岡県災害福祉広域支援ネットワーク運営要領に定める福祉人材を派遣し、要配慮者等への福祉ニーズへの対応を行う。
- (2) その他、被災自治体から福祉的支援の要請があった場合には、別に協議の上対応する。

(派遣協力等の要請)

第3条 甲は、災害が発生し、前条に掲げる支援の必要があると判断した場合、乙に列して協力を要請し、乙は可能な限りこの要請に応じる。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行う。ただし、文書をもって要請する時間がない場合には口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付する。

(報告)

第4条 乙は、第2条に掲げる業務を行うために福祉人材を派遣した場合には、その業務内容を甲に報告する。

2 乙は派遣した福祉人材に事故又は物的損害が発生したときは、甲に報告する。

(派遣者の身分及び指揮命令)

第5条 乙が派遣する福祉人材の身分は、派遣元の法人等に帰属するものとする。

2 乙が派遣する福祉人材に対する現場における指揮命令及び業務に係る連絡調整は、被災自治体及び社会福祉施設等の派遣先の責任者が行う。

(派遣に要する費用)

第6条 乙が第2条に掲げる業務を行うために要した費用(以下、「費用」という。)の負担は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 救助法による救助費の支弁対象となる場合 救助法の定めるところにより甲が費用を負担する。

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 甲と被災自治体が協議の上決定する。

(損害補償)

第7条 乙が福祉人材として派遣した者について、その責に帰属することができない事由により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合には、労働者災害補償保険法の適用がある場合を除き、甲が加入する保険により補償を受けるものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するための必要な事項は、別に定める。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、法令に定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(協定の適用)

第10条 この協定は、平成29年3月29日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を継続する。

上記の協定の成立の証とするため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成29年3月29日

(甲) 静岡県知事 川勝 平太

(乙) 静岡県災害福祉広域支援ネットワーク

代表 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 会長 神原 啓文